

平成19年度第7回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成19年10月30日(火) 9:00～
場所 道庁赤レンガ庁舎2階1号会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 分野別審議について

(2) 次回(第8回)委員会について

(3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 道民提案・庁内提案の整理一覧表
- 資料2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表
- 資料3 庁内提案の検討状況
- 資料4 関連法令
- 資料5 道民提案の整理状況

第 7 回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委 員】

氏 名	現 職	備考
五十嵐 智嘉子	(社) 北海道総合研究調査会常務理事	副 会 長
井 上 久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会 長
佐 藤 克 廣	北海学園大学法学部教授	欠 席
林 美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福 士 明	札幌大学法学部教授	
宮 田 昌 利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
山 本 光 子	(株)電通北海道プランニングディレクター	

(50 音順)

【事 務 局】

氏 名	役 職
川 城 邦 彦	北海道企画振興部地域主権局長
井 筒 宏 和	北海道企画振興部地域主権局次長
出 光 英 哉	北海道企画振興部地域主権局参事
田 中 秀 俊	北海道企画振興部地域主権局参事

テーマ別（環境・観光・地方自治等）
道民提案・庁内提案の整理一覧表

資料 1

テーマ	分類	道民提案	庁内提案
環境	森林	37 森林管理の一元化	
		38 森林審議会の所掌事務拡充	① 森林審議会
		39 道計画・市町村計画の統合	② 人工林資源
	土地利用	49 農地転用許可等の権限移譲	③ 国土利用
		50 保安林に関する権限移譲	③ 国土利用
	バイオ燃料	108 バイオ燃料の普及促進	
		109 バイオ軽油の非課税化	
		110 遊休農地を活用した燃料生産	
		30 (同上)	
	廃棄物・リサイクル	113 一般処理施設の設置要件緩和	④ 循環型社会
		114 処理施設許可要件の条例委任	④ 循環型社会
観光	観光客誘致	53 国際観光の振興	⑤ 地域限定通訳士
		54 カジノの整備	
		55 民宿・ファームインの活性化	
		56 特定免税店制度	
		※57 C I Q業務の一部移管	
		58 ビザ発給要件の緩和	
		※60 道路標識の統一	
	観光業振興	63 外国人人材受入れの促進	
		64 自家用車による旅客共同送迎	
		65 有料顧客送迎に係る権限移譲	
	物流・人材移動の活性化	69 自由貿易地域指定	
	空港の活性化	※74 新千歳空港の貨物受け入れ	
		75 空港の一括管理	
			⑥ シルバーウィーク
地方自治	基礎自治体の強化	123 政令市等の法定要件緩和	⑦ 広域中核市
		124 道から市町村への権限移譲	
		125 2重、3重行政の解消	
	役割分担の明確化	130 負担金制度の廃止	
		131 (125に同じ)	
	自治体財政・会計の改善	(138) (複式簿記導入)	⑧ 地方自治法規律密度
		(139) (歳出科目の一部廃止)	⑧ 地方自治法規律密度
	市民活動・ボランティア活動の活性化等	(144) (領域拡大)	⑨ 町内会事業法人制度
		(183) (一極集中都市化の解消)	⑨ 町内会事業法人制度
			⑦ 広域中核市
			⑩ 救急自動車

注) 「道民提案」欄

- ・ 「※番号」のものは、事務局において【特区提案によらずとも対応可能なもの】として整理したもの。
- ・ 「(番号)」のものは、庁内提案に関連した道民提案（区分はすべて【特区提案によらずとも対応可能なもの】として整理されている）を参考として記載。

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

< 環境 (森林) >

大分類: B 農林水産業の振興 ~ 中分類: 林業の振興

小分類	細分類	概 要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
資源の有 効活用	37 森林管理の一 元化	国、道、森林組合等の森林 管理を一元化し、有効活用 を図る。	1	1	- 国有林は、農林水産省設置法第4条により、国有林野の経営管理をつかさどる農林水産省が管理（国有財産法第5条）しており、その実施は「国有林野の管理経営に関する法律」による。 - 民有林の管理は、各森林所有者が行うものであり、道は指導・監督を行う立場。 - 道州制特区計画の連携・推進事業により、国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進している。 - 国は国有林管理の一部の独立行政法人化を平成21年度までに検討するとしている。	- 国有林の管理権限を 知事に移譲 - 必要な財源及び人員 の措置	【メリット】 - 地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能 - 森林の管理について、国との連携・調整が不要となる。 【デメリット】 - 管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隔々まで行き届かないおそれがある。 - 施策の過度の集約化によっては、森林の状況が単一となるおそれがある。	水) 総務課	30048
地域森林 計画	38 森林審議会の 所掌事務拡充	地域森林計画に関連する林 業・木材産業振興や森林づ くりへの道民理解の促進な どの事項を同時審議。	1	1	- 森林法第68条②では、「都道府県森林審議会は、この法律・・・に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する」となっており、その所掌事項が、地域森林計画の樹立や保安林の指定・解除、林地開発の許可処分などに限定されている。 - その他の林務施策に係る事項について、別な審議会を設置して諮問しなければならない。	森林法の改正（第68条②に、「ただし、北海道については条例の定めるところによる」など追加）。	【メリット】 地域森林計画に関連する「林業・木材産業の振興」や「森林づくりに対する道民理解の促進」などの事項を同時に審議することにより、計画とその実効性に関する審議が一体的にできるとともに、類似した審議会の審議意見との重複を避け、かつ、経費の削減に資することができる。	本提案内 容に関連 して庁内 提案を検 討中 「①森林 審議会」	40168
	39 道計画・市町 村計画の統合	道・市町村がそれぞれ計画 を策定するのではなく、流 域一体で森林マスタープラ ンを策定する。	1	1	（森林計画制度（森林法）） - 農林水産大臣が全国森林計画（第4条）、都道府県知事が地域森林計画（第5条）、市町村長が市町村森林整備計画（第10条5号）、森林所有者が森林施策計画（第11条）を策定 - 地域森林計画では、流域単位に計画の指針及び造林、伐採などの計画量を示すが、市町村森林整備計画には計画量は記載されず、実施面で法的に実効性が担保されない。	- 森林法の改正 - 道・市町村がそれぞ れ計画を策定するの ではなく、地方公共団 体が流域一帯となった 流域の森林マスター プランを策定する。	【メリット】 - 地方公共団体の裁量が拡がり、地域立脚型の森林管理が推進される。 - 地域における森林政策の作成主体が一本化され、より一層地域特性を踏まえた関係者の主体的な取組が促進され、林業・山村の振興がなされる。 - 内部調整に費やす労力・時間の削減、計画策定の効率化、情報の共有化により、持続可能な森林資源管理が可能となる。	本提案内 容に関連 して庁内 提案を検 討中 「②人工 林資源」	40178

< 環境 (土地利用) >

大分類: C 土地利用規制 ~ 土地利用一般

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号																			
				重複 除く																									
地方裁量 範囲の拡大	4 9 農地転用許可 等の権限移譲	農地転用に係る農林水産大臣協議・許可権限を知事の権限とする。	4	4	- 農地法により、農地等を転用する場合に、面積が4ha以下は知事の許可、4haを超える場合は大臣の許可が必要（§4①：農地転用、§5①：権利移動を伴う農地転用）であり、また知事許可案件のうち2ha以上4ha以下は当分の間、あらかじめ大臣に協議が必要（附則②）。 - 北海道における農地転用許可の実績（平成17年度） 道全体 1,554件 840ha （うち農水大臣許可 6件 34ha） （うち農水大臣協議 34件 100ha） - 大臣転用事業の標準処理期間 6週間（道3週間、国3週間）	農地法 §4及び §5に基づく大臣許可権限を知事に移譲し、農地法附則②に基づく大臣協議を廃止。	【メリット】 農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「③国土利用」	農 林 地 調 整 課	2008C 2010C 2034C 3041C																			
	5 0 保安林に関する 権限移譲	国有林の保安林や民有林の重要流域内の保安林の指定及び解除権限の移譲を受ける。	3	3	<table><tr><th colspan="2">保安林区区分</th><th>指定・解除権限（事務区分）</th><th>国の関与</th></tr><tr><td rowspan="3">民有林</td><td>1～重要流域</td><td>農水大臣（国の直接執行事務）</td><td rowspan="3">解除に係る大臣協議・同意 解除に係る大臣協議・同意</td></tr><tr><td>3号重要流域以外</td><td>知事（法定受託事務）</td></tr><tr><td>4号以下</td><td>知事（自治事務）</td></tr><tr><td colspan="2">国有林</td><td>農水大臣（国の直接執行事務）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">保安施設地区</td><td>農水大臣（国の直接執行事務）</td><td></td></tr></table> - 国有保安林の指定（森林法 §25①）・解除（§26①）等は、国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図りながら計画的に行われている（国の直接執行事務）。 - 大臣権限に属する民有保安林に係る指定・解除等に関する調査等は道が実施し、国はその結果を基に判断している。 - 知事権限に属する民有保安林に係る解除については、国の定めた処理基準又はそれに準じた要綱に基づいて処理しているが、国へ協議し、同意されることが要件（§26-2④）となっている。 - 平成18年2月、林野庁は内閣府に対して次のような見解を出している。 道州制特区の特例措置として、農水大臣が行う民有保安林の指定解除事務の北海道知事への移譲については、次の理由から適当ではない。 ① 保安林は国民の財産権の制約を伴うため、指定・解除については全国的公平性が確保された運用が必要 ② 国土保全上特に重要な水源かん養保安林等については、保安林制度の根幹部分を担っていることから厳格な運用が必要 ③ 国有林と同一流域内に存する民有林とで、保安林の指定・解除につき異なる運用がなされた場合、洪水の防止等流域全体の保全に悪影響が及ぶこと	保安林区区分		指定・解除権限（事務区分）	国の関与	民有林	1～重要流域	農水大臣（国の直接執行事務）	解除に係る大臣協議・同意 解除に係る大臣協議・同意	3号重要流域以外	知事（法定受託事務）	4号以下	知事（自治事務）	国有林		農水大臣（国の直接執行事務）		保安施設地区		農水大臣（国の直接執行事務）		- 次の条項に係る農林水産大臣の権限を北海道知事に移譲 森林法 §25①（保安林指定）、§26①及び②（保安林解除）、§33-2①（指定施設要件変更）、§41①（保安施設地区指定）、§43①（保安施設地区解除） - 農林水産大臣協議・同意の廃止 §26-2④（保安林解除） - 上記法的措置と同時に措置されることが必要 ① 国有保安林の整備管理事務に係る費用相当分を道に措置する制度の新設 ② 民有保安林の次の委託補助制度に係る委託事業費相当分を道に措置する制度の新設 【国の委託事業（10/10）】 大臣権限に属する民有保安林に係る調査事務、知事権限に属する1～3号民有保安林に係る損失補償事務その他 【国の補助事業（1/2）】 知事権限に属する民有保安林に係る指定解除事務、知事権限に属する4～7号民有保安林に係る損失補償事務その他	【メリット】 - 民有保安林については、迅速な事務処理が可能となり、決定までの期間が短縮される。 【デメリット】 - 国有保安林については、国による国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図るため、個別案件ごとに、道と国との間で新たな調整事務が発生する。	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「③国土利用」	水 治 山 課
保安林区区分		指定・解除権限（事務区分）	国の関与																										
民有林	1～重要流域	農水大臣（国の直接執行事務）	解除に係る大臣協議・同意 解除に係る大臣協議・同意																										
	3号重要流域以外	知事（法定受託事務）																											
	4号以下	知事（自治事務）																											
国有林		農水大臣（国の直接執行事務）																											
保安施設地区		農水大臣（国の直接執行事務）																											

< 環境 (バイオ燃料) >

大分類: F 環境保全 ~ 中分類: 環境保全

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
			1	重複 除く						
バイオ燃料	108 バイオ燃料の普及促進	バイオ燃料普及促進のための制度の創設及び揮発油税の減免措置を行う。	1	1	- 揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税(§1)。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物(揮発油に類する物に限る)としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす(§6)。 - 既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入推進には、原料の安定供給の支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、更にガソリン税等の減免などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としてはこれらを国に対し要望している。 - また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。 - なお、普及促進のためには、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく混合上限規定の見直し、ガソリン税の減免等の法改正も必要となるが、これらについては、安全性の確保や課税方法等の課題がある。	- 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 - 国への予算要望(原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進) - 制度改正等を国に要望(税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進)	【メリット】 - バイオ燃料の使用促進 - 地球温暖化防止 - 製造拠点整備等による関連産業振興 - 新たな産業創出		環)環境政策課	1018F
	109 バイオ軽油の非課税化	環境に配慮した取り組みを活性化させるため、てんぷら油などから製造した軽油は税を免除する。	1	1	- 地方税法により、軽油に軽油以外のものを混和した場合は軽油とみなされ(§700-2②)、軽油引取税の課税対象となる。 - 廃食用油等を原料とするバイオディーゼル燃料などの輸送用バイオ燃料については、既存燃料に比べて製造コストが高いため、価格差を解消し、利用を促進するため、優遇税制の創設が国において検討されている。	地方税法の改正(課税対象からの除外又は法の解釈・運用の特例措置)	【メリット】 - 化石燃料との価格差解消によるバイオディーゼル燃料の需要の増加 - 化石燃料の消費量の抑制(地球温暖化の防止に寄与) - 廃食用油のバイオディーゼル燃料の原料としての利用料の増加(リサイクル率の向上) - バイオディーゼル製造事業者等の増加によるリサイクル関連産業の振興 - バイオディーゼル燃料を使用する者の税負担が軽減されることから、普及につながる。 【デメリット】 - 道税収入の減少(最大推計△3億5千万円/年) - 道路整備に充てられる目的税としての軽油引取税の性格がゆがめられる。 - 道のみで減免導入した場合、道内で給油後、道外で給油した場合などの課税の取り扱いが複雑になる。		環)循環型社会推進課(総)税務課	1083F
	110 (及び30) 遊休農地を活用した燃料生産	遊休農地を活用しバイオ燃料の生産を行うとともに、ガソリン税の減免措置などを行う。	4	0	① 遊休農地の活用(農地指定解除) - 農林業センサスでは、「耕作放棄地」とは過去1年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地で、基本的には「農地」。 - 農地法により、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」(§2①)。 - バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合は、「農地」として利用されていると判断。	① 遊休農地の活用(農地指定解除) 農地法(§2①)の特例措置の創設	① 遊休農地の活用(農地指定解除) 【メリット】 - 耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培に限り農地法の規制から除外すると、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。 【デメリット】 - 将来栽培を中止した場合に、当該農地の他用途への転用が懸念される。 - バイオ燃料作物は土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。		農)農地調整課、農業経営課、食品政策課(環)環境政策課	1017B 3037B 3066B 3078B

< 環境 (バイオ燃料) >

大分類: F 環境保全 ~ 中分類: 環境保全

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
			重複 除く							
バイオ燃料	(110 及び30 遊休農地を活用した燃料生産)				② バイオ燃料特区の指定 - 農業経営基盤強化促進法により、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との間で協定を結んだ上で一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能（\$27-13の特定法人貸付事業（平成17年9月～））。 - 国では、食糧生産に影響を及ぼさない原料を確保するため、稲わら等のセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の研究開発を進めている。 - 道では、バイオエタノールの国内の製造、供給拠点の形成を目指した調査研究を行う予定。 - 本道への先端的な研究開発・実証機能の整備推進など「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。 - バイオ燃料生産を行う企業を対象とした地方税の課税免除等、及び地方交付税による減収補てん制度はない。	② バイオ燃料特区の指定 - 農業経営基盤強化促進法（\$27-13）の特例措置（所有権の取得） - 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 - 新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。 - 国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） - 国への制度改正要望（税の減免措置等の創設、先端的な研究開発・実証プラントの整備推進）	② バイオ燃料特区の指定 【メリット】 - 農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。 - バイオ燃料の生産・使用促進 - 石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 - CO2の削減による地球温暖化防止 - 製造拠点整備等による関連産業振興 - 新たな産業創出及びそれによる地域振興 - バイオ燃料を生産する企業の税負担が軽減 【デメリット】 （上記①のデメリットに加え、） - 既存燃料や国際価格と比較してコストが高いことから、製造や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。 - 道税収入の減		経 資源エ ネルギー 課 総 務課	
					③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用 「耕作放棄地」に菜種を作付けることに対する規制はない。 - 菜種を作付けしてバイオディーゼルの生産する取組は、道内でも試験的な取組事例が見られる。	③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用 （特段の法令等の支障なし）	③ 耕作放棄地への菜種作付けによるバイオディーゼルへの利用 【メリット】 - 景観作物としての観光資源的な役割 - 新たな作物の作付けによる地域農業の活性化 - CO2の削減による地球温暖化防止効果のあるバイオ燃料の生産拡大 【デメリット】 - 栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料に比べ高コストのため、大幅なコスト低減が不可欠。			
					④ ガソリン税（揮発油税、地方道路税）の減免 - 揮発油税法により、揮発油には揮発油税が課税（\$1）。揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物（揮発油に類する物に限る）としたときは、製造と見なし、その物を揮発油とみなす（\$6）。 - 地方道路税法により、揮発油には地方道路税が課税（\$1）。 - 揮発油1kl当たり揮発油税24,300円、地方道路税4,400円。 - バイオ燃料の普及には既存燃料との価格差の解消を要するため、ガソリン税等の減免を国に要望している。	④ ガソリン税の減免 - 揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設 - 国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進） - 国への制度改正要望（税の減免措置等の創設、先端的な研究開発・実証プラントの整備推進）	④ ガソリン税の減免 【メリット】 - 既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進 - CO2の削減による地球温暖化防止への貢献 - バイオ原料の生産による、遊休農地等を含む農地の有効利用 - 製造拠点整備等による関連産業振興 - 新たな産業創出 【デメリット】 - 税収の減少 - 食料生産目的の農地利用の縮小が懸念される。			

< 環境 (廃棄物・リサイクル) >

大分類: F 環境保全 ~ 中分類: 環境保全

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部 課	個票 番号
			1	重複 除く						
廃棄物・ リサイク ル	113 一廃処理施設 の設置要件緩和	要許可施設の指定幅限の移譲を受け、リサイクル利用が確実な廃棄物に限り設置許可不要とする。	1	1	・ 廃棄物処理法により、一般廃棄物処理施設のうち、一日当たりの処理能力が5t以上（同法施行令第5）のごみ処理施設にあつては、知事の許可が必要（第8）。 ・ 一般廃棄物処理施設の設置にあたっては、周辺の生活環境に影響を与える恐れがあることから、一般的に設置を禁止し、技術上の基準に適合しているものや、周辺地域の生活環境の保全が配慮されたもの等基準に適合するものについてのみ、その禁止を解除（許可を付与）しているものである。	・ 廃棄物処理法の改正	【メリット】 ・ 周辺地域への生活環境へ及ぼす影響調査の必要性が無くなる。 ・ 施設の技術的基準に適合させる必要が無くなる。 ・ 許可申請の手続きが不要となる。 【デメリット】 ・ 周辺地域への生活環境へ及ぼす影響についての調査がなされないまま施設が設置される場合には、周辺地域の生活環境へ悪影響を及ぼすことがある。 ・ 施設の技術上の基準に適合しない不適正な処理が行われても、施設への改善命令、停止命令等ができなくなる。	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「④循環型社会」	環)	4011F
	114 処理施設許可要件の条例委任	許可要件のうち、住民同意の扱い等については条例に委任し、業者と住民のトラブル解消を図る。	1	1	・ 廃棄物処理法により、廃棄物処理施設（同法施行令第5の一般廃棄物処理施設及び施行令第7の産業廃棄物処理施設）の設置は、許可基準（第8-2、第15-2）に基づき、知事の許可（第8、第15）が必要。 ・ 廃棄物処理施設の設置にあたっては、施設の技術上の基準、周辺地域の生活環境の保全、設置者の能力等、科学的、客観的な基準により許可をしている。 ・ なお、道では、「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」により、地域理解を得た施設設置のため、知事と事前協議や住民同意を求めている。	・ 廃棄物処理法の改正 ・ 審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置	【メリット】 ・ 住民同意が得られた施設設置が図られる。 【デメリット】 ・ 良好な施設であっても、第三者の個人的な思想等により施設の設置が拒絶できてしまうことから、必要な施設の整備が図られなくなる ・ 説明会の開催等を要することとした場合、許可までに長期間を要する	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「④循環型社会」	環)	4012F

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

< 観 光 >

大分類：D 経済振興対策 ～ 中分類：観光振興

小分類	細分類	概 要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
観光客誘致	5 3 国際観光の振興	外国人観光客の受入体制整備のため、企業が国際観光振興のための投資を行った場合、税を優遇する。	1	1	・ 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル(§3)及び旅館(§18)での国際放送受信設備、高速通信設備の整備については、平成19年度から、租税特別措置法により、所得税、法人税について特別償却30%または税額控除7%の措置が講じられている。	・ 国際観光の振興のために施設や設備の整備、イベントの開催などを行う企業に対する、国税、地方税の優遇措置	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「⑤地域限定通訳士」	経) 観光のくにづくり推進局参事(総) 税務課	3038D
	5 4 カジノの整備	外国人観光客等を対象としたカジノを作り、雇用と税収の拡大を図る。	4	3	・ 本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていない状況にある。 ・ カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・ なお、カジノに係る行為は、刑法§185・§186に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案(5次)がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。	・ 特別法の制定	【メリット】 ・ 経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・ 新たなエンターテインメント産業の創出 ・ 自治体施行による新たな収益金の確保 【デメリット】 ・ 暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・ 青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・ インフラ整備などによる社会的コストの発生	知) 知事政策部参事(経) 観光のくにづくり推進局参事、商業経済交流課(総) 税務課	3047D 3050D 3071D 3074Z*
	5 5 民宿・ファームインの活性化	自家製果実酒やしぼりたて牛乳を提供できるよう、酒税法や食品衛生法の規制を緩和する。	2	2	(自家製果実酒) ・ 酒税法により、酒類に水以外の物品を混和した場合は、新たに酒類を製造したものと同みなされ(§43)、製造免許が必要(§7①)となるが、年間製造数量が一定規模以上でなければ免許を受けることができない(§7②で果実酒は年間6kl以上)。 (牛乳) ・ 牛乳を含む乳等は、次の理由により、一般食品とは別に省令(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令)を定め、特に厳しい基準が定められている。 ① 栄養価が高い反面、製品内で容易に細菌が増殖 ② 日常生活で大量に消費され、事故発生時は被害が大規模 ③ 乳幼児、病者など抵抗力の弱い人達の栄養補給に用いられている。 ・ 製造基準等は、国が科学的評価のうえ規定 ① 生乳：比重・酸度・細菌数 ② 製造工程：許可施設で一貫してろ過、殺菌、小分け、密栓を実施 ③ 殺菌基準：63℃30分 ④ 保存基準：殺菌後直ちに10℃以下に冷却保存 ⑤ 成分規格：細菌数、大腸菌群、酸度、比重、乳脂肪分、無脂肪固形分など	(自家製果実酒) ・ 酒税法の改正 (牛乳) ・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表のうち次のものの廃止等 ・ 二の(一)の(5)(乳処理業の許可を受けた施設で一貫した処理) ・ 二の(二)の(1)の2(加熱殺菌)	(自家製果実酒) 【メリット】 ・ 観光の振興が図られる。 【デメリット】 ・ 改正内容(小規模でも免許可など)によっては、製造者に新たな酒税負担が生じる。 ・ 衛生面での不安。 (牛乳) 【デメリット】 ・ 衛生管理が不十分となり、牛乳を原因とした食中毒が発生する可能性がある。	保) 食品衛生課(企) 地域主権局参事	3060D 3062D

< 観 光 >

大分類：D 経済振興対策 ～ 中分類：観光振興

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部 課	個票 番号
				重複 除く						
観光客誘致	5 6 特定免税店制度	沖縄で行われている特定免税店制度を導入する。	2	2	- 沖縄振興特別措置法により、沖縄では、観光振興地域に係る特例措置（法人税など）、沖縄型特定免税制度に係る特例措置（関税の免税）、航空機燃料税の軽減措置、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区や金融業務特別地区などに係る特例措置（法人税など）、自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置（所得税・法人税、関税など）などが講じられている。 - 国際線が就航している空港から海外へ出国する場合、免税店が設置されており、関税を免除されている。 - 消費税は、物品及びサービスの消費に広く負担を求めるといふもので、非課税取引を除いて、国内での商品やサービスのほとんど全ての取引に課税される。 - 非課税取引とは、消費税の性格から課税の対象とすることに馴染まないもの、社会政策的な配慮により非課税とするものがあり、外国人旅行者などの非居住者に対して、一定の方法により商品を販売する場合には、消費税が免除されている。	- 新法の制定 北海道振興特別措置法（仮称） - 関税暫定措置法の改正	【メリット】 - 北海道内で関税を免除した額で輸入ブランド品が購入可能となること、また、消費税が免除された額で商品が購入可能になることは、北海道観光の魅力のひとつとなり、来道観光客の増加に寄与するものと考えられる。 【デメリット】 - 一般の輸入品販売店、土産品販売店への影響などが考えられる。		経） 観光の くにづ くり推 進局参 事	1022D 3077D
	5 8 ビザ発給要件の緩和	北海道限定のビザ無し入国対象国の拡大や観光数次ビザの発給を行う。	2	2	- 出入国管理及び難民認定法により、国際約束や日本の通告により日本国領事館等の査証を必要とされない場合を除き、上陸しようとする外国人は、有効な旅券で日本国領事館等の査証を受けたものを所持しなければならない（§6①）。 - 査証については、国が定めた要件を満たし、査証発給が適当と判断される場合に、発給がされるもの。 - 国は62の国と地域との間に一般査証免除措置を実施している。 - このうち、本道への来道者が多い、台湾、香港、韓国、オーストラリアは90日以内、シンガポールは3か月以内の滞在について、査証免除。 - 中国については、修学旅行生に対する査証免除措置済（H16. 9. 1～）。	国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国である中国、タイを対象とした規制緩和	【メリット】 - 入国査証発給基準の緩和、廃止により、査証の発給が促進され、または、査証の発給が不要となるため、査証取得経費や取得に係る時間の節減が図られるため、海外から本道への観光旅行が促進される。 - 観光数次査証の発給により、観光旅行の利便性が向上する。 【デメリット】 - 査証は、我が国に入国しようとする外国人の入国及び滞在が差し支えないことの判断を示すものであるため、その判断なくして出入国管理当局に対して上陸申請がなされることとなる。		経） 観光の くにづ くり推 進局参 事	1030D 1034D
観光業振興	6 3 外国人人材受入れの促進	道内観光分野の就業に限定して、在留期間を技能を有する者並みの3年又は1年に延長する。	2	1	- 出入国管理及び難民認定法令により、在留資格及び在留期間（法§2-2、規則§3）が定められている。 - 外国人研修生の在留期間は1年又は6ヶ月、人文知識・国際業務の場合の在留期間は3年又は1年（規則別表第2）。 - 外国人観光客が年々増加する中、来訪者の利便性の向上など十分な受入体制の整備が重要な課題となっている。特に、宿泊施設等で母国語が通じることは重要な要素である。 - また、外国人労働者の受入れに関して、ホテル・旅館業界からは外国人研修生についても（財）国際研修協力機構が定める技能研修を実施できるよう業種・職種を拡充を図って欲しい旨の要望（技能実習は、研修期間とあわせて最長3年可能であり、在留資格も「特定活動」となり在留期間も3年又は1年となる）がある。 - しかしながら、「外国人研修・技能実習制度」については、制度が定着する一方、研修生の失踪や不法残留、賃金不払いなどの問題が発生するなどの課題もあり、国においては制度本来の目的を達成するための見直し作業が進められている。	出入国管理及び難民認定法令の改正	【メリット】 - 外国からの優秀な人材を一定期間確保することにより、外国語による優れた接客サービスを行うことができるなど、道内観光従事者の外国人観光客に対するホスピタリティの向上が図られ、北海道が本格的な国際観光地として、海外との競争力の向上が期待できる。 【デメリット】 「外国人研修・技能実習制度」については、制度が定着する一方、研修生の失踪や不法残留、賃金不払いなどの問題が発生するなどの課題がある。		経） 観光の くにづ くり推 進局参 事、人 材育成 課	1031D 1033B*

< 観 光 >

大分類：D 経済振興対策 ～ 中分類：観光振興

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
観光振興	6 4 自家用車による 旅客共同送迎	旅客の利便性向上と宿泊施設の劣力低減のため、施設の共同による自家用車による有料送迎を行う。	1	1	- 道路運送法により、旅客自動車運送事業は国土交通大臣の許可（\$ 4）が必要とされ、旅客の生命をあずかる運送事業者が旅客の安全を確保できる体制を整備しているかを審査。 - 道路運送法では、自家用車による有償運送を認める制度として、市町村が自ら行う市町村運営有償運送、または、NPO等が行う「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」（\$ 78）が認められており、大臣の登録（\$ 79）が必要。いずれも既存の一般旅客自動車運送事業では必要な旅客輸送の確保が困難な場合に限定して認められるもの。 - なお、自家用車による近隣の他のホテルへの送迎を行う場合には、利用者からの運賃及び他のホテルからの送迎に係る委託料等の対価のいずれも受け取らない場合には、無償運送として、現行法規上でも認められるケースがありうると思われることから、個々のケースの検討が必要。	道路運送法の位置づけ	【メリット】 - 宿泊施設利用者の利便性向上など。 【デメリット】 - 旅客運送に必要な安全を担保できなくなる可能性がある。		企) 交通企画課	1036D
	6 5 有料顧客送迎に係る権限移譲	体験観光事業者が行う有料の顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道に移譲する。	1	1	- 道路運送法により、旅客自動車運送事業は国土交通大臣の許可（\$ 4）が必要とされ、旅客の生命をあずかる運送事業者が旅客の安全を確保できる体制を整備しているかを審査。 - 道路運送法に基づく旅客運送事業に係る全ての許可は、国土交通省（窓口は全道8か所の運輸支局）が一元的に行っている。 - 道路運送法により、旅客自動車であるものを旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は、当該自動車の種類に応じ第二種免許が必要とされる（\$ 86）。なお、第二種免許は、旅客等の安全を確保するため、第一種免許より高度の適性、技能及び知識を必要とし、受験資格も厳しい。 - さらに、車両区分ごとの死亡事故発生状況や車両の大型化等、免許制度上の事故防止対策を講ずる必要から、平成19年6月には改正道交法が施行され、中型第二種免許が新設された。	関係法令（道路運送法、道路交通法）の改正	【メリット】 - 自動車の種類に応じた第二種免許を有せず、旅客事業運送が可能となる。 - 観光の活性化による本道経済の活性化 【デメリット】 - 本件の「体験観光事業者による特定地域での有料顧客送迎」に係る許可のみ道へ移譲した場合には、行政効率の低下が懸念される。 - 仮に、届出制への移行を検討するとしても、許可制度と同等の基準による運送の安全確保を担保する仕組みを別に整備する必要があると考える。 - 旅客の安全性の確保に支障をきたす。		企) 交通企画課 警) 交通企画課	4006D
物流・人材移動の 活性化	6 9 自由貿易地域指定	道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定し、C I Q業務の移管や税の優遇、査証発給の特例措置を行う。	2	2	- 沖縄振興特別措置法により、沖縄では、観光振興地域に係る特例措置（法人税など）、沖縄型特定免税制度に係る特例措置（関税の免税）、航空機燃料税の軽減措置、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区や金融業務特別地区などに係る特例措置（法人税など）、自由貿易地域・特別自由貿易地域に係る特例措置（所得税・法人税、関税など）などが講じられている。 「自由貿易地域」あるいは「特別自由貿易地域」といった地域については「沖縄振興特別措置法」に基づいて指定されており、沖縄県以外は対象地域となっていない。 - C I Q業務については、地方支分部局との連携共同事業として地方公共団体職員の派遣を行っている。 - 固定資産税については、現行制度において、市町村が公益等の事由により課税免除等を行うことができる。	- 自由貿易地域を定める法律の新規制定 - 出入国管理及び難民認定法、関税法、検疫法の改正 - 税条例に基づく課税免除等の適用 - 税の減免措置	【メリット】 - 自由貿易地域内に立地する企業への税の減免により、区域内への企業立地が促進される。 - 自由貿易地域内においては関税の減免制度があるので、貿易の拡大に繋がる。 - 固定資産税の軽減により企業立地が促進される。 - 道の意志でC I Q人員の増減が可能となる。 【デメリット】 - 税の基本である公平の原則と矛盾する。 - 交付税による減収補てんがなかった場合、市町村への財政運営への影響が懸念される。 - C I Q業務は国家保安上の基本的責務であるため、業務移管した場合の厳正執行に対する不安。		経) 商業経済交流課 企) 市町村課、交通企画課	1024D 2012D

< 観 光 >

大分類：D 経済振興対策 ～ 中分類：観光振興

小分類	細分類	概 要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
			2	重複 除く 2						
空港の活 性化	7 5 空港の一括管 理	道内の第2種A空港の移管 を受け、海外エアラインの 誘致や道内空港の活性化を 図る。	2	2	・ 空港整備法及び施行令により、道内空港は次のとおり設置・ 管理されている（法第4及び第5、令第1）。 ◇第2種A空港（国設置・国管理） 新千歳、稚内、函館、釧路 ◇第2種B空港（国設置・市管理） 旭川、帯広 ◇第3種空港（道設置・道管理） 女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻 ◇その他飛行場（防衛省との共用飛行場） 丘珠	・ 航空法、空港整備法、 特別会計に関する法律 （旧空港整備特別会計 法）の改正	【メリット】 ・ 空港及び附属施設を、住民に身近な行 政主体である北海道が管理することになり 、これらの有効活用策及び利用者の利 便性の向上策に主体的に取り組むことが できる。 ・ 空港の着陸料等の収入が道の歳入とな り、第三種空港に係る管理費用の収支不 足分を賄える可能性がある。 【デメリット】 ・ 空港整備に係る道の負担が増えること が考えられ、現在の4空港と第三種空港 に係る管理費用と、今後見込まれる整備 費用をあわせると、新千歳空港を含む着 陸料等の収入では、収支が不足する可能 性がある。（また、空港用地を買い取る こととなった場合の費用負担について、 精査する必要がある。） ・ 道が管理を行うことにより、多数の管 理要員が新たに必要となるため、国の職 員の受入れ等、人件費の負担増が見込ま れる。		企） 新幹線 ・ 交通 企画局 参事 建） 建設政 策課	3075D 3107D

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

< 観 光 >

大分類：D 経済振興対策 ～ 中分類：観光振興

小分類	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号
			重複 除く		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	新制度等で 対応可能	そ の 他		
観光客誘致	5 7 C I Q業務の一部移管	C I Q業務の移管や空港民間スタッフの活用により、出入国手続の迅速化を図る。	1	1	○			- C I Q業務は国家保安上の基本的責務。 - 入国管理業務の円滑な遂行に寄与するため、地方支分部局との連携共同事業として、札幌入国管理局に職員を派遣している。	企） 新幹線・交通企画局 参事	1029D
	6 0 道路標識の統一	道路の景観向上や外国人観光客などのため、道内の標識基準を統一する。	1	1			○	- 他言語表記については、国土交通省の「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」が、道路案内標識における表記は日本語と英語の2カ国語の表記を徹底することとし、3カ国以上の表記は視認性の観点から適切でないとしている。 - 主要な交差点の標識において、路線番号の表示と英語併記を実施する施策を各道路管理者で連携して行っている。	建） 道路課	1041D
空港の活性化	7 4 新千歳空港の貨物受け入れ	新千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。	1	1			○	新千歳空港では、平成6年の24時間運用に係る関係地域住民などとの合意等により、深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸について、原則、一日6回まで可能となっており、現在、貨物便4枠（全日空、ギャラクシー）、旅客便2枠（H19.11月グイ JAL22:00着、A0022:30着）として使用されている。	企） 新幹線・交通企画局 参事	1074D

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

< 地方自治 >

大分類: H 地域振興対策 ~ 中分類: 地方自治の強化

小分類	細分類	概 要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部課	個票 番号
基礎自治 体の強化	1 2 3 政令市等の法 定要件緩和	政令市40万、中核市20万な ど、人口要件の緩和と区政 にとられない政令地方都 市行政の見直し。	2	2	・ 地方自治法の改正等	【メリット】 ・ 事務権限が強化され、市民の身近で行政を行うことが可能になり、次のような効果が期待される。 市民サービスの向上 地域特性を活かした施策の展開 市全体の活性化 【デメリット】 ・ 対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要がある可能性がある。 ・ 財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える。	本提案内容に関連して庁内提案を検討中 「⑥広域中核市」	企) 市町村課、地域主権局参事	1009H 1042H
	1 2 4 道から市町村 への権限移譲	道の事務・権限移譲リストの第3区分（法改正を要する500権限）について国から道へ権限移譲する。	1	1	・ 移譲リストは、道の権限のうち、道州制の下では市町村が担うことが望ましいと考えるものを掲げているが、関係法令において、国、都道府県、市町村の費用負担に関する規定が置かれていることなどから、移譲リストにおいては約500項目を法制度の改正等が必要な事務・権限としている。	・ 費用負担に関する規定が置かれているものなど、関係法令の改正	【メリット】 ・ 市町村への権限移譲が進み、住民に身近な市町村において事務処理が行われることにより、住民の利便性の向上や事務処理の迅速化が図られるとともに、市町村の自主的判断による総合的なまちづくりが可能となる。	企) 地域主権局参事	2017H
	1 2 5 2重、3重行政の解消	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	1	・ 道内の国の地方支分部局の職員数は、20,174人となっている（18.11.14現在。国会提出資料）。 ・ H18.4.12政府・与党合意 ※ 3析国道の移譲等大規模な職員の移動が想定される事務・事業の移譲については、道州制特区の実施状況、北海道における区域内の市町村への事務移譲や行政改革（支庁の整理統合を含む）の実施状況等を踏まえた上で、北海道における受け入れ体制についても十分考慮しつつ、検討するものとする。	・ 国の地方支分部局との機能等統合の検討	【メリット】 ・ 地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 ・ 類似する業務を一元化することにより、効果的・効率的に業務を提供できる。 ・ 窓口等の一本化を図ることにより、住民の利便性の向上を図ることができる。 【デメリット】 ・ 国の出先機関の統廃合は、地元の理解が必要。	企) 地域主権局参事	3006H
役割分担 の明確化	1 3 0 負担金制度の 廃止	国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1	1	・ 地方財政法により、法令等で定める建設事業等を国が行う場合には、地方公共団体は法令に基づきその経費の一部を負担する（§17-2）こととされており、具体的な負担割合は、道路法・河川法など個別法令により規定されている。 ・ 北海道は、いわゆる北海道特例（国庫負担率の嵩上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い）により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。 ・ 国の直轄事業は国家的施策として実施されながら地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、道ではこれまでも、国等に対して直轄事業負担金の廃止や廃止されるまでの間における情報提供の充実について要請している。また、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。	・ 「国が実施する事業については、地方公共団体はその経費負担を要しない」という趣旨に關係法令を改正 ・ 直轄事業量を維持するためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要 ・ 制度改正に向け、知事会と連携し国に働きかける。	【メリット】 ・ 地方財政負担の軽減 ・ 補助事業及び地方単独事業の拡充 【デメリット】 ・ 地方負担金相当分、直轄事業量が減少する懸念	企) 計画室参事	3058H
	1 3 1 2重、3重行政の解消	開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。	1	0	(NO.125に同じ)	(NO.125に同じ)	(NO.125に同じ)	企) 地域主権局参事	3006H

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案によらなくても対応可能なもの】

< 地方自治 >

大分類：H 地域振興対策 ～ 中分類：地方自治の強化

小分類	細分類	概 要	提案数		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行制度の趣旨で 対応可能	そ の 他	理 由 等	関係 部課	個票 番号
			重複 除く								
自治体財政・会計の改善	138 複式簿記導入	地方自治体会計に複式簿記による企業会計を導入し、経営感覚の向上を図る。	1	1			○		- 国では、資産・負債に関する情報開示と適正な管理を推進するため、市町村を含めた全自治体に対し、企業会計の考えを取り入れた新たな財務諸表の整備を求めている（18.8.31総務事務次官通知）。 - 現在、道においては、新たな財務諸表の作成方法を検討しており、後日通知される国からの作成指針等も参考にしながら、より一層わかりやすい財務情報の提供に努めていく。 ☆本提案内容に関連して庁内提案を検討中：「④地方自治法規律密度」	総） 財政課 出） 総務課	3040H
	139 歳出科目の一部廃止	事業を柔軟に行うため、地方自治体の歳出科目区分を簡素化する。	1	1		○			- 議決対象である「款項」に対して、長限りで執行できる「目節」は執行科目と呼ばれているが、予算執行に当たっての最小限度の単位である「節」については、全国的な統一性が要求されるため、28節が定められている。 - 国においても、予算の添付書類に計上され国会審議の参考となる「行政科目」として、目及び目の細分が定められており、「庁費」の守備範囲（消耗品、通信運搬費、借損料など）が広いものの、25目により公金の執行がなされている。 ☆本提案内容に関連して庁内提案を検討中：「④地方自治法規律密度」	総） 財政課 出） 総務課	3059H
市民活動・ボランティア活動の活性化	144 領域拡大	市民活動等の対象となりうる行政事務の幅卸しと市民相談を定期的に行い、計画的に移管する。	1	1			○		専ら地方自治体の情報公開や住民参加の手法に係る議論。 ☆本提案内容に関連して庁内提案を検討中：「④町内会事業法人制度」	企） 地域主 権局参 事	3084H

< 地方自治 >

大分類：H 地域振興対策 ～ 中分類：地域活性化

小分類	細分類	概 要	提案数		国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行制度の趣旨で 対応可能	そ の 他	理 由 等	関係 部課	個票 番号
			重複 除く								
その他	183 一圏集中都市 化の解消	各自治体間をネットワーク化し、市民がゆとりある生活・活動ができる社会システムを構築する。	1	1			○		専ら本道のあるべき社会システム構築に係る政策議論。 ☆本提案内容に関連して庁内提案を検討中：「⑦広域中核市」・「④町内会事業法人制度」	企） 地域主 権局参 事	3094H

道民提案の実現手法等に関する整理票
(関係部分抜粋)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 水産林務部

個票番号: 3004B

提 案 の 概 要		- 森林の多重管理(国、道、森林組合等)の一元化。 - 北海道の資源であるのに道民の自由にならない。有効利用ができない。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 民有林の管理は各森林所有者が行うものであり、道は指導・監督を行う立場である。 - 国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進するため、既に道州制特別区域計画の連携・共同事業として取り組んでいるところ。 - 国は国有林管理の一部の独立行政法人化を平成21年度までに検討することとしたところ。	
	関係法令等	国有財産法第5条 農林水産省設置法第3条、第4条第69号 国有林野の管理運営に関する法律第1条	
	関係制度の概要		
	提 案 を 実現するために考えられる手法	法的措置	国有林の管理事務を知事に移譲
		財政措置	必要な財源及び人員の措置
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	- 地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能。 - 森林の管理について、国との連携・調整が不要となる。	
	考えられるデメリット	- 管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隔々まで行き届かない恐れ。 - 施策の過度の集約化によっては、森林の状況が単一となる恐れ。	
備 考			
担 当 部 課 名		水産林務部 総務課 林務企画グループ (内線: 28-172)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 水産林務部

個票番号: 4016B

提 案 の 概 要		地域森林計画に関連する林業・木材産業振興や森林づくりへの道民理解の促進などの事項を同時審議。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 森林法第68条第2項では、「都道府県森林審議会は、この法律・…に属せられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する」となっており、その所掌事項が、地域森林計画の樹立や保安林の指定・解除、林地開発の許可処分などに限定されている。 - その他の林務施策に係る事項について、別な審議会を設置して諮問しなければならない。	
	関係法令等	森林法第68条第2項	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために考えられる手法	法的措置	森林法の改正(第68条第2項に、「ただし、北海道については条例の定めるところによる」など追加。)	
	財政措置		
	その他の措置		
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	地域森林計画に関連する「林業・木材産業の振興」や「森林づくりに対する道民理解の促進」などの事項を同時に審議することにより、計画とその実効性に関する審議が一体的にできるとともに、類似した審議会の審議意見との重複を避け、かつ、経費の削減に資することができる。	
	考えられるデメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		水産林務部 総務課 林務企画グループ (内線: 28-173)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 水産林務部

個票番号: 4017B

提 案 の 概 要		- 道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、流域一体で森林マスタープランを策定する。 - 森林計画制度(森林法) - 農林水産大臣が全国森林計画(第4条)、都道府県知事が地域森林計画(第5条)、市町村長が市町村森林整備計画(第10条の5)、森林所有者が森林施業計画(第11条)を策定。 - 地域森林計画では、流域単位に計画の指針及び造林、伐採などの計画量を示すが、市町村森林整備計画には計画量は記載されず、実施面で法的に実効性が担保されない。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)		
	関係法令等	森林法	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置	森林法の改正 道・市町村がそれぞれ計画を策定するのではなく、地方公共団体が流域一体となった流域の森林マスタープランを策定する。
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	- 地方公共団体の裁量が拡がり、地域立脚型の森林管理が推進される。 - 地域における森林政策の作成主体が一本化され、より一層地域特性を踏まえた関係者の主体的な取組が促進され、林業・山村の振興がなされる。 - 内部調整に費やす労力・時間の削減、計画策定の効率化、情報の共有化などにより、持続可能な森林資源が可能となる	
	考えられるデメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		水産林務部 森林計画課 森林計画グループ (内線: 28-531)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 農政部

個票番号: 2008B

提 案 の 概 要		- 農地法第4条及び同法第5条に規定する ① 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣協議 ② 4ha超の農地転用に係る農林水産大臣許可権限を道州知事の許可権限とする特例措置	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 現状 - 北海道における農地転用許可の実績(H17) - 道全体 1,554件 840ha (うち農林水産大臣許可 6件 34ha) (うち農林水産大臣協議 34件 100ha)	
	関係法令等	農地法第4条第1項(農地の転用)、第5条第1項(権利移動を伴う農地転用)、附則第2項(2ha超4ha以下の農林水産大臣協議)	
	関係制度の概要	農地法第4条及び第5条において、農地等を転用する場合に面積が4ha以下は知事の許可、4haを超える場合は農林水産大臣の許可が必要である。また、農地法附則第2項において知事許可案件のうち2ha以上4ha以下は当面の間、あらかじめ農林水産大臣に協議をしなければならないとされている。	
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置	農地法第4条及び第5条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第2項に基づく大臣協議を廃止。
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。	
	考えられるデメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ (内線: 27-205)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 農政部

個票番号: 2010C

提 案 の 概 要		・ 4 ha超の農地転用許可権限を知事に権限移譲する。 ・ それに伴い、道から市町村への権限移譲もさらに拡大する。 ・ 国から道、道から市町村への事務権限移譲を行う際は、受け入れ体制を整えるのに十分な財源をセットにして移譲する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 現状 北海道における農地転用許可の実績 (H17) 道全体 1,554件 840ha (うち農林水産大臣許可 6件 34ha) (うち農林水産大臣協議 34件 100ha)	
	関係法令等	農地法第4条第1項(農地の転用)、第5条第1項(権利移動を伴う農地転用)、附則第2項(2 ha超4 ha以下の農林水産大臣協議)	
	関係制度の概 要	・ 農地法第4条及び第5条において、農地等を転用する場合に面積が4 ha以下は知事の許可、4 haを超える場合は農林水産大臣の許可が必要である。また、農地法附則第2項において知事許可案件のうち2 ha以上4 ha以下は当面の間、あらかじめ農林水産大臣に協議をしなければならないとされている。 ・ 2 ha以下の農地転用許可事務は、希望する市町村長に対しては権限移譲を実施している。	
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	農地法第4条及び第5条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第2項に基づく大臣協議を廃止。地方自治法第252条の17の2に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村長が処理。
		財政措置	地方財政法第28条第1項に基づき、予算の範囲内で移譲事務に係る経費を交付。
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メリット等	考えられる メリット	・ 農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。	
	考えられる デメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ (内線: 27-205)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 農政部

個票番号: 2034C

提 案 の 概 要		農地転用に対する農林水産大臣の許可権限等を道に移譲する。 4 haを超える農地転用 大臣許可→知事許可 2 ha～4 haの農地転用 大臣協議→廃止	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	現状 北海道における農地転用許可の実績 (H17) 道全体 1,554件 840ha (うち農林水産大臣許可 6件 34ha) (うち農林水産大臣協議 34件 100ha) 大臣転用事案の標準処理期間 6週間(道3週間、国3週間)	
	関係法令等	農地法第4条第1項(農地の転用)、第5条第1項(権利移動を伴う農地転用)、附則第2項(2 ha超4 ha以下の農林水産大臣協議)	
	関係制度の概 要	農地法第4条及び第5条において、農地等を転用する場合に面積が4 ha以下は知事の許可、4 haを超える場合は農林水産大臣の許可が必要である。また、農地法附則第2項において知事許可案件のうち2 ha以上4 ha以下は当面の間、あらかじめ農林水産大臣に協議をしなければならないとされている。	
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	農地法第4条及び第5条に基づく大臣許可権限を知事に移譲及び農地法附則第2項に基づく大臣協議を廃止。
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メリット等	考えられる メリット	農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。	
	考えられる デメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ (内線: 27-205)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 農政部

個票番号: 3041C

提 案 の 概 要		・ 農地取得の下限面積の引き下げ、農地転用・権利移動を農業委員会許可とする。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ これまで構造改革特区において緩和されていた農地の権利取得要件である下限面積の特例については、平成17年9月から全国展開が行われ、耕作放棄地の多い地域において、地域の耕作規模の状況等に応じ、最低10aまで下限面積を緩和することができることとなった。
	関係法令等	・ 2ha以下の農地転用許可事務については、地方自治法の規定により、希望する市町村への権限移譲及び市町村長の判断による農業委員会へ事務委任が可能となっている。
	関係制度の概要	農地法第3条、第4条、第5条
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置 財政措置 その他の措置
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト	考えられるメリット	・ 下限面積の引き下げにより、定年帰農など新規参入者の実情にあった農業経営を営むことができるようになる。
	考えられるデメリット	・ 農地関係事務処理の迅速化が図られる。
備 考		・ 既存の農業に配慮した土地利用が図られない場合、農地の利用集積や農業上の効率的な土地利用に支障を来すことが懸念される。
担 当 部 課 名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ (内線: 27-202、205)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 水産林務部

個票番号: 2009C

提 案 の 概 要		・ 「国有林の保安林」及び「民有林の重要流域内」の権限を北海道知事に委任	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	保安林区区分	指定・解除権限(事務区分)
		民有林 1～3号	農水大臣(国の直接執行事務)
		民有林 3号	知事(法定受託事務)
		民有林 4号以下	知事(自治事務)
		国有林	農水大臣(国の直接執行事務)
保安施設地区	農水大臣(国の直接執行事務)	国の関与	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 国有保安林の指定・解除等は、国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図りながら計画的に行われている。 ・ 大臣権限に属する民有保安林に係る指定・解除等に関する調査等は道が実施し、国はその結果を基に判断している。 ・ 知事権限に属する民有保安林に係る解除については、国の定めた処理基準又はそれに準じた要綱に基づいて処理しているが、国へ協議し、同意されることが要件となっている。 ・ 林野庁見解(H18.2 内閣府への回答) 道州制特区の特例措置として、農水大臣が行う民有保安林の指定解除事務の北海道知事への移譲については、次の理由から適当ではない。 ① 保安林は国民の財産権の制約を伴うため、指定・解除については全国的公平性が確保された運用が必要 ② 国土保全上特に重要な水源かん養保安林等については、保安林制度の根幹部分を担っていることから厳格な運用が必要 ③ 国有林と同一流域内に存する民有林とで、保安林の指定・解除につき異なる運用がなされた場合、洪水の防止等流域全体の保全に悪影響が及びこと	
		関係法令等	森林法第25条第1項、第26条第1項及び第2項、第33条の2第1項、第26条の2第4項、第41条第1項、第43条第1項
		関係制度の概要	・ 民有保安林の整備管理等事務に係る委託補助制度概要 国の委託事業(10/10) 大臣権限に属する民有保安林に係る調査事務、知事権限に属する1～3号民有保安林に係る損失補償事務その他 国の補助事業(1/2) 知事権限に属する民有保安林に係る指定解除事務、知事権限に属する4～7号民有保安林に係る損失補償事務その他
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置 上記条項に係る農林水産大臣の権限を北海道知事に移譲 財政措置 上記法的措置と同時に措置されることが必要 国有保安林の整備管理事務に係る費用相当分を適に措置する制度の新設 民有保安林の上記委託補助制度に係る委託事業費相当分を適に措置する制度の新設 その他の措置	
メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	・ 民有保安林については、迅速な事務処理が可能となり、決定までの期間が短縮される。	
	考えられるデメリット	・ 国有保安林については、国による国有林の財産処分や国有林野事業等との整合性を図るため、個別案件ごとに、道と国の間で新たな調整事務が発生する。	
備 考			
担 当 部 課 名		水産林務部 治山課 治山計画グループ (内線: 28-663)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

個票番号：4008C

担当部(機関)名 水産林務部

提 案 の 概 要		・ 保安林関係事務の地方への移譲																								
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">保安林区分</th> <th>指定・解除権限(事務区分)</th> <th>国の関与</th> </tr> <tr> <td>民有林</td> <td>1～3号 重要流域</td> <td>農水大臣(国の直接執行事務)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3号 重要流域以外</td> <td>知事(法定受託事務)</td> <td>解除に係る大臣協議・同意</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号以下</td> <td>知事(自治事務)</td> <td>解除に係る大臣協議・同意</td> </tr> <tr> <td>国有林</td> <td></td> <td>農水大臣(国の直接執行事務)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安施設地区</td> <td>農水大臣(国の直接執行事務)</td> <td></td> </tr> </table> - 大臣権限に属する民有保安林に係る指定・解除等に関する調査等は道が実施し、国はその結果を基に判断している。 - 知事権限に属する民有保安林に係る解除については、国の定めた処理基準又はそれに準じた要綱に基づいて処理しているが、国へ協議し、同意されることが要件となっている。 - 林野庁見解(H18.2 内閣府への回答) 道州制特区の特例措置として、農水大臣が行う民有保安林の指定解除事務の北海道知事への移譲については、次の理由から適当ではない。 ① 保安林は国民の財産権の制約を伴うため、指定・解除については全国的公平性が確保された運用が必要 ② 国土保全上特に重要な水源かん養保安林等については、保安林制度の根幹部分を担っていることから厳格な運用が必要 ③ 国有林と同一流域内に存する民有林とで、保安林の指定・解除につき異なる運用がなされた場合、洪水の防止等流域全体の保全に悪影響が及ぶこと	保安林区分		指定・解除権限(事務区分)	国の関与	民有林	1～3号 重要流域	農水大臣(国の直接執行事務)			3号 重要流域以外	知事(法定受託事務)	解除に係る大臣協議・同意		4号以下	知事(自治事務)	解除に係る大臣協議・同意	国有林		農水大臣(国の直接執行事務)			保安施設地区	農水大臣(国の直接執行事務)	
		保安林区分		指定・解除権限(事務区分)	国の関与																					
		民有林	1～3号 重要流域	農水大臣(国の直接執行事務)																						
			3号 重要流域以外	知事(法定受託事務)	解除に係る大臣協議・同意																					
			4号以下	知事(自治事務)	解除に係る大臣協議・同意																					
国有林		農水大臣(国の直接執行事務)																								
	保安施設地区	農水大臣(国の直接執行事務)																								
関係法令等	森林法第25条第1項、第26条第1項及び第2項、第33条の2第1項、第26条の2第4項、第41条第1項、第43条第1項																									
関係制度の概要	民有保安林の整備管理等事務に係る委託補助制度概要 国の委託事業(10/10) 大臣権限に属する民有保安林に係る調査事務、知事権限に属する1～3号民有保安林に係る損失補償事務その他 国の補助事業(1/2) 知事権限に属する民有保安林に係る指定解除事務、知事権限に属する4～7号民有保安林に係る損失補償事務その他																									
提 案 を 実現するために 考えられる手法	<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>上記条項に係る農林水産大臣の権限を北海道知事に移譲</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td>上記法的措置と同時に措置されることが必要</td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td>民有保安林の上記委託補助制度に係る委託事業費相当分を道に措置する制度の新設</td> </tr> </table>	法的措置	上記条項に係る農林水産大臣の権限を北海道知事に移譲	財政措置	上記法的措置と同時に措置されることが必要	その他の措置	民有保安林の上記委託補助制度に係る委託事業費相当分を道に措置する制度の新設																			
法的措置	上記条項に係る農林水産大臣の権限を北海道知事に移譲																									
財政措置	上記法的措置と同時に措置されることが必要																									
その他の措置	民有保安林の上記委託補助制度に係る委託事業費相当分を道に措置する制度の新設																									
メ リ ッ ト 等 備 考	・ 民有保安林について、迅速な事務処理が可能となり、決定までの期間が短縮される。																									
担 当 部 課 名		水産林務部 治山課 治山計画グループ (内線：28-663)																								

道民提案の実現手法等に関する整理票

個票番号：4018C

担当部(機関)名 水産林務部

提 案 の 概 要		・ 民有林に係る保安林の指定・解除等の権限を北海道に移譲し、事務区分を自治事務とすることや国への協議についても見直しを行う。																	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 保安林の指定解除等の権限は次のとおりとなっており、国が行う事務の一部も道が国から委託を受けて実施している。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">保安林の区分</th> <th>処分の権限(事務区分)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">民有林</td> <td>1～3号保安林</td> <td>重要流域 農水大臣(国の直接執行)</td> </tr> <tr> <td>重要流域以外</td> <td>知事(法定受託事務)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4号以下保安林</td> <td>知事(自治事務)</td> </tr> <tr> <td>国有林</td> <td></td> <td>農水大臣(国の直接執行)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保安施設地区</td> <td>農水大臣(国の直接執行)</td> </tr> </table> ・ 民有林に係る保安林の指定・解除は、大臣、知事の各権限、事務区分毎に行われているため、当該事務の一元化による行政の効率化を図る必要がある。	保安林の区分		処分の権限(事務区分)	民有林	1～3号保安林	重要流域 農水大臣(国の直接執行)	重要流域以外	知事(法定受託事務)		4号以下保安林	知事(自治事務)	国有林		農水大臣(国の直接執行)		保安施設地区	農水大臣(国の直接執行)
		保安林の区分		処分の権限(事務区分)															
		民有林	1～3号保安林	重要流域 農水大臣(国の直接執行)															
			重要流域以外	知事(法定受託事務)															
			4号以下保安林	知事(自治事務)															
国有林		農水大臣(国の直接執行)																	
	保安施設地区	農水大臣(国の直接執行)																	
関係法令等	森林法第25条第1項、第26条第1項及び第2項、第33条の2第1項、第26条の2第4項、第41条第1項、第43条第1項																		
関係制度の概要																			
提 案 を 実現するために 考えられる手法	<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>民有林に係る保安林の指定・解除等の権限を北海道に移譲</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	民有林に係る保安林の指定・解除等の権限を北海道に移譲	財政措置		その他の措置													
法的措置	民有林に係る保安林の指定・解除等の権限を北海道に移譲																		
財政措置																			
その他の措置																			
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	・ 民有林に係る保安林の指定・解除等に係る申請者の負担を軽減し、迅速な審査応答が可能となる。 ・ 道の意志に基づいて計画的かつ効率的な事務処理が可能となる。																		
考 え ら れ る デ メ リ ッ ト																			
備 考																			
担 当 部 課 名		水産林務部 治山課 治山計画グループ (内線：28-663)																	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 環境生活部

個票番号: 1018F

提 案 の 概 要						
事 実 関 係 等 整 理	・ バイオマス燃料普及促進の新たな制度、措置の創設 ・ バイオ燃料の揮発油税減免措置 ・ 既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望している。 ・ また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。 ・ なお、普及促進を進めるためには、品確法に基づく混合上限規定の見直し、ガソリン税の減免等の法改正も必要となるが、これらについては、安全性の確保や課税方法等の課題がある。					
	関係法令等 揮発油税法 地方道路税法 揮発油等の品質の確保等に関する法律					
	関係制度の概要					
	<table border="1"> <tr> <th>法的措置</th><td>揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設</td></tr> <tr> <th>財政措置</th><td>国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）</td></tr> <tr> <th>その他の措置</th><td>制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）</td></tr> </table>	法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設	財政措置	国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）	その他の措置
法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設					
財政措置	国への予算要望（原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）					
その他の措置	制度改正等を国に要望（税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）					
提 案 を 実現するために考えられる手法						
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット ・ バイオ燃料使用促進 ・ 地球温暖化防止 ・ 製造拠点整備等による関連産業振興 ・ 新たな産業創出					
	考えられるデメリット					
備 考						
担 当 部 課 名	環境生活部 環境政策課 地球環境グループ（内線：24-232）					

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 環境生活部

個票番号: 1083F ①

提 案 の 概 要		・ てんぷら油などを利用して製造した軽油は、軽油税を免除。 ・ 資源の有効利用が進み環境に配慮した取り組みが活性化する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 廃食用油等を原料とするバイオディーゼル燃料などの輸送用バイオ燃料については、既存燃料に比べて製造コストが高いことから、価格差を解消し、利用を促進するため、軽油引取税などに対する優遇税制の創設を、国に要望している。	
	関係法令等	地方税法第700条の2第2項 同 第700条の3	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	地方税法の改正による課税対象からの除外又は法の解釈・運用の特例措置
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	・ 化石燃料との価格差解消によるバイオディーゼル燃料の需要の増加 ・ 化石燃料の消費量の抑制（地球温暖化の防止に寄与） ・ 廃食用油のバイオディーゼル燃料の原料としての利用量の増加（リサイクル率の向上） ・ バイオディーゼル製造事業者等の増加によるリサイクル関連産業の振興	
	考えられる デメリット	・ 道税収入の減少（最大推計△3億5千万円／年）	
備 考			
担 当 部 課 名		環境生活部 循環型社会推進課 循環推進グループ（内線：24-318）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 総務部

個票番号: 1083F ②

提 案 の 概 要			てんぷら油などを利用して製造した軽油は、軽油引取税を免除。資源の有効利用が進み環境に配慮した取り組みが活性化する。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	軽油引取税は道路整備に充てられる目的税であり、軽油に軽油以外のものを混和して自動車の燃料として販売・消費した場合などは、課税対象とされており、てんぷら油などのいわゆるバイオディーゼルと軽油とを混和（バイオ軽油）した場合も課税となっている。	
	関係法令等	地方税法第700条の2第2項、第700条の3、第700条の4	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	地方税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト	考えられる メリット	バイオ軽油を使用する者の税負担が軽減されることから、バイオディーゼル燃料の普及につながる。	
	考えられる デメリット等	- 道路整備に充てられる目的税としての軽油引取税の性格が歪められる。 - バイオ軽油に係る軽油引取税の減免を道のみが導入した場合、例えば、同一車両が道内でバイオディーゼルの給油後、道外で軽油を給油した場合などの課税の取扱いが複雑となる。 - 道税収入（軽油引取税）の減につながる。	
備 考			
担 当 部 課 名		総務部 税務課 税制企画グループ（内線：22-468）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 農政部

個票番号: 1017B

提 案 の 概 要		・ バイオ燃料作物の栽培促進を図る諸制度の整備 ・ 耕作放棄地における農地指定解除等の措置の簡素化						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 農林業センサスでは、耕作放棄地を過去1年以上作付けせずこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地とされており、基本的には農地である。 ・ 従って、バイオ燃料作物であっても農作物の栽培が行われる場合には、農地として利用されていると判断される。						
	関係法令等	農地法第2条第1項、3条第1項、4条第1項、5条第1項						
	関係制度の概要	・ 農地法は、耕作者の農地の取得を促進し、土地の農業上の利用を図るためその利用関係を調整するとともに、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることを目的としている。 ・ 農地の権利移動に際しては、農業委員会等の許可を要し、基本的には農地を農地として利用する農業者及び農業生産法人のみ所有及び借り受けが許されている。						
提 案 を 実現するために 考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>農地法第2条第1項の特例措置の創設</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	農地法第2条第1項の特例措置の創設	財政措置		その他の措置	
法的措置	農地法第2条第1項の特例措置の創設							
財政措置								
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト	考えられる メリット	・ 耕作放棄地でのバイオ燃料作物の栽培を行うのに限り農地法の規制を除外した場合、農業者以外の誰でも自由にバイオ燃料作物の栽培を行うことができる。						
	考えられる デメリット等	・ 将来的にバイオ原料の生産を中止した場合などは、当該農地が農地以外の用途に転用されることが懸念される。 ・ バイオ燃料作物は、土地収束性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。						
備 考								
担 当 部 課 名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ (内線: 27-202)						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 環境生活部

個票番号: 3037B ①

提 案 の 概 要		・ バイオ燃料生産業務特別地区の指定(バイオ燃料特区)。					
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 地球温暖化防止のため、ガソリン代替燃料として国産バイオエタノールの生産拡大を図っていく上で、食糧生産に影響を及ぼさない原料の確保が重要な課題であり、国においても、稲わら、間伐材などのセルロースを活用したバイオエタノール製造技術の高効率化・低コスト化に向け研究開発を進めているところ。 - 道としても、地球温暖化防止や新たな産業の創出を通じた地域振興を図るため、バイオエタノールの、国内における製造、供給拠点の形成を目指し、産学官連携による調査研究を行う予定。 - また、豊富なバイオマス資源を有する本道への先端的な研究開発・実証機能の整備推進など、「輸送用バイオ燃料の普及拡大のための総合的取組の推進」を国に要望。					
	関係法令等	揮発油税法 地方道路税法 揮発油等の品質の確保等に関する法律					
	関係制度の概要						
	提 案 を 実現するために 考えられる手法	<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td>国への予算要望(原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進)</td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td>制度改正を国に要望(税の減免措置等の創設、先端的な研究開発・実証プラントの整備推進)</td> </tr> </table>	法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設	財政措置	国への予算要望(原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進)	その他の措置
法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設						
財政措置	国への予算要望(原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進)						
その他の措置	制度改正を国に要望(税の減免措置等の創設、先端的な研究開発・実証プラントの整備推進)						
実 現 し た 場 合 の メリット等	考えられる メリット	- バイオ燃料使用促進 - 地球温暖化防止 - 製造拠点整備等による関連産業振興 - 新たな産業創出					
	考えられる デメリット						
備 考							
担 当 部 課 名		環境生活部 環境政策課 地球環境グループ (内線: 24-232)					

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 経済部

個票番号: 3037B ②

提 案 の 概 要		・ バイオ燃料生産業務特別地区の指定（バイオ燃料特区）。						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)							
	関係法令等							
	関係制度の 概 要							
提 案 を 実現するために 考えられる手法		<table><tr><td>法的措置</td><td></td></tr><tr><td>財政措置</td><td></td></tr><tr><td>その他の措置</td><td></td></tr></table>	法的措置		財政措置		その他の措置	
法的措置								
財政措置								
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	・ バイオ燃料の生産促進 ・ 石油依存度の低減及びエネルギー源の多様化 ・ CO2の削減により地球温暖化防止に貢献 ・ 新たな産業の創出を通じた地域振興などが考えられる						
	考えられる デメリット	・ 既存燃料や国際価格と比較して、コストが高いことから、製造 や原料の生産等に係る大幅なコスト低減が不可欠。						
備 考								
担 当 部 課 名		経済部 資源エネルギー課 エネルギーグループ（内線：26-173）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 農政部

個票番号: 3037B ③

提 案 の 概 要		・ バイオ燃料生産業務特別地区の指定（バイオ燃料特区）。						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 一般企業による遊休農地の賃借について 農地法上、農業生産法人以外の法人は農地の権利取得ができなかったが、平成17年9月から、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、一般企業のリース方式による農地の権利取得が可能となった。 - 仕組み（条件） 市町村が農業経営基盤強化促進基本構想に一般企業の参入区域を設定 市町村等と一般企業との間で適正・円滑な事業の実施を確保するための協定を結ぶ 農地法又は農業経営基盤強化促進法の権利設定手続を行う						
	関係法令等	農業経営基盤強化促進法第27条の13 農地法第3条						
	関係制度の概 要	特定法人貸付事業 担い手の不足などにより、耕作放棄地が相当程度存在する地域において、地域活性化と農地の有効利用の観点から、市町村等との協定の締結により農業生産法人以外の法人のリース方式による農地の権利取得を可能とする制度。						
提 案 を 実 現 する ために 考 え ら れ る 手 法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>農業経営基盤強化促進法第27条の13の特例措置（所有権の取得）</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	農業経営基盤強化促進法第27条の13の特例措置（所有権の取得）	財政措置		その他の措置	
法的措置	農業経営基盤強化促進法第27条の13の特例措置（所有権の取得）							
財政措置								
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	・ 農地の所有権取得を希望する企業の参入が促進される。						
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	- 将来的にバイオ原料の生産を中止した場合などは、当該農地が他用途に転用されることが懸念される。 - バイオ燃料作物は、土地収奪性が高いものが多く、管理が不適切だと栽培地が裸地になる可能性が高い。						
備 考								
担 当 部 課 名		農政部 農地調整課 農地利用調整グループ（内線：27-202） 農政部 農業経営課 経営体育成グループ（内線：27-372）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 総務部

個票番号: 3037B ④

提 案 の 概 要		北海道全域バイオ燃料生産業務特別地区に指定し、生産を行う企業に対し、国税・地方税の優遇措置を講ずるとともに、地方税の減収分は補填措置を講ずる。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることとなっているが、提案のようなものは対象となっていない。	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	バイオ燃料を生産する企業の税負担が軽減される。	
	考えられる デメリット	地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率25%分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。	
備 考			
担 当 部 課 名		総務部 税務課 税制企画グループ（内線：22-468）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 農政部

個票番号: 3066B

提 案 の 概 要		・ 単純に農業をしたい人、求職者及び生活保護者、外国人などを対象として、耕作放棄地（畑地）に菜種の作付けを行い、バイオディーゼルに利用することにより、雇用の確保、担い手の確保、荒れ地の改善などを図るとともに、農業生産者に夢と希望を持たせ、地域の活性化を図る。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 菜種を作付けしてバイオディーゼルの生産する取組みは、道内でも試験的な取組事例がみられるが、耕作放棄地に農作物である菜種の作付けの規制はない	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 景観作物としての観光資源的な役割 ・ 新たな作物の作付けによる地域農業の活性化 ・ CO2の削減による地球温暖化防止効果のあるバイオ燃料の生産拡大	
	考えられる デメリット	・ 栽培した菜種を原料としたバイオディーゼル燃料生産は、既存燃料と比較してコストが高いため、大幅なコスト低減が不可欠	
備 考			
担 当 部 課 名		農政部 食の安全推進局 食品政策課 農業環境・バイオマスグループ (内線：27-686)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 環境生活部

個票番号: 3078B ①

提 案 の 概 要		・ ガソリン税（揮発油税及び地方道路税）の減免などの措置を講じる。 ・ バイオ燃料の原料となる農作物の安定供給のために農地の有効活用を一層促進する						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 既存燃料との価格差解消などを通じたバイオ燃料の導入を着実に推進していくためには、バイオエタノール等の原料の安定供給のための支援や、製造プラントの整備及び製造事業者の経営安定に資する支援、さらにガソリン税等の減免、道内で製造したバイオ燃料の道内での利用などによる製造・流通コストの低減など、多段階に亘る措置が必要であり、道としては、これらを国に対し要望している。 ・ また、庁内に全庁横断型の「輸送用エコ燃料普及拡大プロジェクトチーム」を設置し、地域の取組に対する支援策など、幅広い観点から検討を進めている。						
	関係法令等	揮発油税法 地方道路税法 揮発油等の品質の確保等に関する法律						
	関係制度の概要							
提 案 を 実現するために 考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td>国への予算要望（要望内容：原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）</td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td>制度改正等を国に要望（要望内容：税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）</td> </tr> </table>	法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設	財政措置	国への予算要望（要望内容：原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）	その他の措置	制度改正等を国に要望（要望内容：税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）
法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設							
財政措置	国への予算要望（要望内容：原料の安定供給や製造事業者の経営安定などに資する支援措置の拡充、燃料の流通・販売体制の整備及び消費者への啓発活動の推進）							
その他の措置	制度改正等を国に要望（要望内容：税の減免措置等の創設、先端的研究開発・実証プラントの整備推進）							
実 現 し た 場 合 の メリット等	考えられる メリット	・ バイオ燃料使用促進 ・ 地球温暖化防止 ・ 製造拠点整備等による関連産業振興 ・ 新たな産業創出						
	考えられる デメリット							
備 考								
担 当 部 課 名		環境生活部 環境政策課 地球環境グループ（内線：24-232）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 農政部

個票番号: 3078B ②

提 案 の 概 要		・ ガソリン税（揮発油税及び地方道路税）の減免などの措置を講じる。 ・ バイオ燃料の原料となる農作物の安定供給のために農地の有効活用を一層促進する。						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 （現状など）	・ ガソリン税の減免 バイオ燃料の普及にためには、既存燃料との価格差を解消することが必要なことから、ガソリン税及び軽油引取税の減免を国に要請している。 ・ 農地の有効利用 バイオ原料作物は農産物であり、基本的に生産行為自体を規制するものはない。 道内の農業団体が取り組む生産目標の1万5000キロリットルを生産するために規格外の受や食用外のビートを原料とすることとしている。						
	関係法令等	揮発油税 地方道路税法 農地法第2条						
	関係制度の概 要							
提 案 を 実 現 する ため に 考 え ら れ る 手 法		<table><tr><td>法的措置</td><td>揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設</td></tr><tr><td>財政措置</td><td></td></tr><tr><td>その他の措置</td><td></td></tr></table>	法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設	財政措置		その他の措置	
法的措置	揮発油税、地方道路税に係る減免措置の創設							
財政措置								
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	・ 既存燃料との価格差解消によるバイオ燃料の利用促進 ・ CO₂の削減による地球温暖化防止への貢献 ・ バイオ原料が生産されることにより、遊休農地等を含む農地の有効利用につながる。						
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	・ 税収の減少 ・ 食料生産目的の農地利用が縮小されることが懸念される。						
備 考								
担 当 部 課 名		農政部 食品政策課 環境・バイオマスグループ（内線：27-686） 農政部 農地調整課 農地利用調整グループ（内線：27-202）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 環境生活部

個票番号: 4011F

提 案 の 概 要		・ 生ごみのリサイクルを行うための一般廃棄物処理施設を設置する場合、施設の処理能力が5t/日を超える施設は、設置許可のために環境影響調査の実施などといった多大な費用と時間を要することから、要許可施設の指定権限を道に移譲し、バイオマス利活用を促進させる。						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 一般廃棄物処理施設の設置にあたっては、周辺の生活環境に影響を与える恐れがあることから、一般的に設置を禁止し、技術上の基準に適合しているものや、周辺地域の生活環境の保全が配慮されたもの等基準に適合するものについてのみ、その禁止を解除(許可を付与)しているものである。						
	関係法令等	廃棄物処理法第8条 施行令第5条						
	関係制度の概要							
提 案 を 実現するために 考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>廃棄物処理法の改正</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	廃棄物処理法の改正	財政措置		その他の措置	
法的措置	廃棄物処理法の改正							
財政措置								
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	・ 権限移譲により要許可施設の指定から外した施設については、 1 周辺地域への生活環境へ及ぼす影響調査の必要性が無くなる 2 施設の技術的基準に適合させる必要が無くなる 3 許可申請の手続きが不要となる						
	考えられる デメリット	・ 権限移譲により要許可施設の指定から外した施設については、 1 周辺地域への生活環境へ及ぼす影響についての調査がなされないまま施設が設置される場合には、周辺地域の生活環境へ悪影響を及ぼすことがある 2 施設の技術上の基準に適合しない不適正な処理が行われても、施設への改善命令、停止命令等ができなくなる						
備 考		なお、道では生ごみ等バイオマスの利活用を促進するため、また、本道の良好な環境を保全するため、環境大臣が認定している再生利用に係る特例権限の移譲について、国に要望することとしている。						
担 当 部 課 名		環境生活部 循環型社会推進課 廃棄物指導グループ(内線：24-307)						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 環境生活部

個票番号: 4012F

提 案 の 概 要		・ 廃棄物処理施設の設置に当たり、処理業者と住民のトラブル解消のため、住民同意や事前説明会の開催などができるよう、許可要件を条例に委任する。						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 廃棄物処理施設の設置にあたっては、施設の技術上の基準、周辺地域への生活環境の保全、設置者の能力等、科学的、客観的な基準により許可をしている。						
	関係法令等	廃棄物処理法第8条、第15条 施行令第5条、第7条						
	関係制度の概 要	・ 「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」で、地域理解を得た施設設置のため、知事と事前協議や住民同意を求めている。						
提 案 を 実現するために考えられる手法		<table><tr><td>法的措置</td><td>廃棄物処理法改正</td></tr><tr><td>財政措置</td><td>審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置必要</td></tr><tr><td>その他の措置</td><td>道州制の権限移譲</td></tr></table>	法的措置	廃棄物処理法改正	財政措置	審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置必要	その他の措置	道州制の権限移譲
法的措置	廃棄物処理法改正							
財政措置	審査事務量増大に伴う人件費、事務費の措置必要							
その他の措置	道州制の権限移譲							
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 住民同意が得られた施設設置が図られる。						
	考えられる デメリット	1 良好な施設であっても、第三者の個人的な思想等により施設の設置が拒絶できてしまうことから、必要な施設の整備が図られなくなる。 2 説明会の開催等を要することとした場合、許可まで長期間を要する。						
備 考		本アイデアの趣旨とは別の観点から、道州制特区の提案を検討している。						
担 当 部 課 名		環境生活部 循環型社会推進課 廃棄物指導グループ(内線：24-307)						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部(機関)名 経済部

個票番号: 3038D ①

提 案 の 概 要		・ 国際観光振興業務特別区の指定	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館での国際放送受信設備、高速通信設備の整備については、租税特別措置法の規定により、所得税、法人税について特別償却30%または税額控除7%の措置が19年度から講じられている。	
	関係法令等	租税特別措置法 ほか	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	国際観光の振興のために施設や設備の整備、イベントの開催などを行う企業に対して、国税、地方税の優遇措置を講ずるよう、税制改正について国に対して要望する。
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	・ 国税、地方税の優遇措置を受けることで、企業が国際観光の振興に資する施設・設備の整備などに取り組みやすくなり、本道の外国人観光客の受入体制の整備等が促進される。	
	考えられるデメリット	・ 国税、地方税の優遇措置により、国と地方の税収が減少する。	
備 考			
担 当 部 課 名		経済部 観光のくにつくり推進局参事 誘客促進グループ (内線：26-575)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 総務部

個票番号：3038D ②

提 案 の 概 要		- 国際観光振興業務特別地区の指定し、施設や設備の整備、イベントの開催などを行う企業に対し、国税、地方税の優遇措置を講ずるとともに、地方税の減収分は減収補填措置を講ずる。 - 国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方団体が行う課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）による減収部分については、一定のものに限り地方交付税による減収補てんが受けられることとなっているが、提案のようなものは対象となっていない。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)		
	関係法令等		
	関係制度の概 要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	新たな法律を創設し、税の課税免除等を行ったものについて、交付税による減収補てん措置が受けられる旨明記する。
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	施設や設備の整備などを行う企業等の税負担が軽減される。	
	考えられる デメリット	地方交付税による減収補てん措置では、留保財源率25%分が除かれることになるため、その分道税収入が減になる。	
備 考			
担 当 部 課 名		総務部 税務課 税制企画グループ（内線：22-468）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 知事政策部

個票番号：3047D

提 案 の 概 要		- 地方の観光地に外国人観光客専用カジノを作り、アジアや欧州観光客の数を増やし、雇用と税収の拡大を図る。 - 本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていない、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 - カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 - なお、カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案（5次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)		
	関係法令等	刑法第185条、第186条	
	関係制度の概 要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	違法性を阻却する特別法の制定
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	- 経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 - 新たなエンターテインメント産業の創出 - 自治体施行による新たな収益金の確保	
	考えられる デメリット	- 暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 - 青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 - インフラ整備などによる社会的コストの発生	
備 考			
担 当 部 課 名		知事政策部参事（内線：21-188）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 知事政策部

個票番号：3050D

提 案 の 概 要		・ 民間資本の導入により、東京より早く、安全なカジノを設ける。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 ・ カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 ・ なお、カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案（5次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。	
	関係法令等	刑法第185条、第186条	
	関係制度の概 要		
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法		法的措置	違法性を阻却する特別法の制定
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	・ 経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 ・ 新たなエンターテインメント産業の創出 ・ 自治体施行による新たな収益金の確保	
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	・ 暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 ・ 青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 ・ インフラ整備などによる社会的コストの発生	
備 考			
担 当 部 課 名		知事政策部参事（内線：21-188）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：3071D ①

提 案 の 概 要		- 北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活発化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。 - 国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。 - 長期滞在型（セカンドハウスの）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。 - 観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	外国人の上陸許可に必要な査証については、現在62の国・地域に対して90日までの滞在については、査証免除措置が行われている。
	関係法令等	外務省設置法 出入国管理及び難民認定法
	関係制度の 概 要	
提 案 を 実現するために 考えられる手法	法的措置	
	財政措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	その他の措置	例えば、国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国を対象とした規制緩和など、本道への観光客誘致促進の観点から、現行制度の改正について国に対して要望する必要性の有無を検討する。
	考えられる メリット	長期滞在が促進され、本道への経済効果が期待できる。
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる デメリット	
備 考		
担 当 部 課 名		経済部 観光のくにつくり推進局参事 観光基盤グループ (内線：26-561)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：3071D ②

提 案 の 概 要		・ ラスベガスのような地域又は外国人専用カジノ等を設ける。 ・ 北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活発化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。 ・ 国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。 ・ 長期滞在型（セカンドハウスの）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。 ・ 観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係（現状など）	・ 北海道ではロシア極東地域との間で「経済協力発展プログラム」を策定し、経済交流を推進している。						
	関係法令等							
	関係制度の概要							
提 案 を 実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td>国の補助金の創設</td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置		財政措置	国の補助金の創設	その他の措置	
法的措置								
財政措置	国の補助金の創設							
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	・ 経済交流を進めることによりロシア企業との取引が拡大し、道内経済の活性化に繋がる。						
	考えられるデメリット							
備 考		・ 当グループではロシア極東との経済交流を担当しているため、関連する部分のみ回答する。						
担 当 部 課 名		経済部 商業経済交流課 ロシアグループ（内線：26-658）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 総務部

個票番号：3071D ③

提 案 の 概 要		・ ラスベガスのような地域又は外国人専用カジノ等を設ける。 ・ 北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活発化への諸施策を実施し、外国人の移住、長期滞在を可能な地域とする。 ・ 国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。 ・ 長期滞在型（セカンドハウスの）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。 ・ 観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 観光客や長期滞在者に対する税の軽減措置は設けられていない。	
	関係法令等		
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	各種租税関係法令の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット		
	考えられる デメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		総務部 税務課 税制企画グループ（内線：22-468）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

領票番号：3071D ④

担当部（機関）名 知事政策部

提 案 の 概 要		- ラスベガスのような地域又は外国人専用カジノ等を設ける。 - 北海道とロシア・中国・台湾・東南アジア等との経済交流等の活性化への諸施策を実施し、外国人の移住・長期滞在を可能な地域とする。 - 国内外の人々が移住・長期滞在可能なように、社会インフラ・情報インフラの整備に対して、特区法の有効活用を図る。 - 長期滞在型（セカンドハウスの）の避暑・観光地域、又は、農林水産業体験アイランドとして、北海道を位置づけ、諸施策を実施し、活性化を図る。 - 観光客や長期滞在者の税制面等からの優遇を特区法等活用により推進する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 本道においては、一部地域においてカジノに関する調査・研究に取り組む動きがあるものの、各種の課題や問題点を踏まえた十分な議論がなされていなく、道内世論も盛り上がっていない状況にある。 - カジノに関しては、平成16年に地方自治体カジノ協議会が設立されており、道ではオブザーバーとして参加している。 - なお、カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当する行為。また、カジノ特区に関しては、他県より平成16年に構造改革特区提案（5次）がなされているが、法務省の見解では、特区としては対応できないとしている。	
	関係法令等	刑法第185条、第186条	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	違法性を阻却する特別法の制定
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	- 経済波及効果、雇用創出効果による地域の活性化 - 新たなエンターテインメント産業の創出 - 自治体施行による新たな収益金の確保	
	考えられる デメリット	- 暴力団等組織犯罪介入、犯罪増加など治安や環境の悪化への懸念 - 青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸念 - インフラ整備などによる社会的コストの発生	
備 考			
担 当 部 課 名		知事政策部参事（内線：21-188）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

領票番号：3074J

担当部（機関）名 保健福祉部

提 案 の 概 要		カジノ高齢者テーマパークをつくり、その中にケアハウスや医療施設など高齢者に関する全ての施設、家族や若者も楽しめる施設を備える。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 老人福祉施設等の整備については、各市町村が地域の実情に応じて策定した介護保険事業計画を踏まえて北海道が策定した「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援助計画」において圏域毎に必要な所定員総数を定め、各市町村のサービス利用実績や具体的な整備希望などを勘案し、圏域内の市町村の意見を調整しながら推進している。 - また、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となる地域密着型施設の整備を進めているところである。	
	関係法令等	老人福祉法 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 等	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト		
	考えられる デメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		保健福祉部 高齢者保健福祉課 計画推進グループ（内線：25-663）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3060D

提 案 の 概 要		・ 民宿やファームインで、宿泊客や観光客に対し、自家製の果実酒を廉価で提供できるよう製造、販売を自由化する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 酒税法により、酒類に水以外の物品を混和した場合は、新たに酒類を製造したものとなされ（第43条）、製造免許が必要（第7条第1項）となるが、年間製造数量が一定規模以上でなければ免許を受けることができない（第7条第2項で果実酒は年間6kl以上）。	
	関係法令等	酒税法	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	酒税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 観光の振興が図られる。	
	考えられる デメリット	・ 改正内容（小規模でも免許可など）によっては、製造者に新たな酒税負担が生じる。 ・ 衛生面での不安。	
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ（内線：23-320）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 保健福祉部

個票番号：3062D

提 案 の 概 要		・ 生産農家の民宿やファームインで、乳処理業の許可を受けていなくても宿泊客や観光客にしばらくの牛乳を提供できるよう、処理条件（63度で30分間加熱殺菌など）を緩和すること。					
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	1 牛乳を含む乳等は、次の理由により、一般食品とは別に省令を定め、特に厳しい基準が定められている。 ①栄養価が高い反面、製品内で容易に細菌が増殖 ②日常生活で大量に消費され、事故発生時は被害が大規模 ③乳幼児、病者など抵抗力の弱い人達の栄養補給に用いられている。 2 製造基準等は、国が科学的評価のうえ規定 ①生 乳：比重・酸度・細菌数 ②製造工程：許可施設で一貫してろ過、殺菌、小分け、密栓を実施 ③殺菌基準：63℃30分 ④保存基準：殺菌後直ちに10℃以下に冷却保存 ⑤成分規格：細菌数、大腸菌群、酸度、比重、乳脂肪分、無脂乳固形分など					
	関係法令等	食品衛生法 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令					
	関係制度の概要	・ 公衆衛生の見地から、製造等の基準又は成分規格が定められた食品等は、その規格基準に合わないものを製造等を行うことができない。					
	提 案 を 実現するために考えられる手法	<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td>乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の（一）の（5）、同（二）の（1）の2の廃止等</td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の（一）の（5）、同（二）の（1）の2の廃止等	財政措置		その他の措置
法的措置	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二の（一）の（5）、同（二）の（1）の2の廃止等						
財政措置							
その他の措置							
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット						
	考えられるデメリット	・ 衛生管理が不十分となり、牛乳を原因とした食中毒が発生する可能性がある。					
備 考							
担 当 部 課 名		保健福祉部 食品衛生課 食品安全グループ（内線：25-517）					

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：1022D

提 案 の 概 要		指定を受けた地域で購入した指定商品については、一定の税金を免除	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 消費税は、物品およびサービスの消費に広く負担を求めるというもので、非課税取引を除いて、国内での商品やサービスのほとんど全ての取引に課税される。 - 非課税取引とは、消費税の性格から課税の対象とすることに馴染まないもの、社会政策的な配慮により非課税とするものがある。 - その中には、外国人旅行者などの非居住者に対して、一定の方法により商品を販売する場合には、消費税が免除されている。	
	関係法令等	消費税法	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	消費税法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	北海道内で消費税が免除された額で商品が購入可能になることは、北海道観光の魅力の一つとなり、来道観光客の増加に寄与するものと考えられる。	
	考えられる デメリット	一般の輸入品販売店、土産品販売店への影響などが考えられる。	
備 考			
担 当 部 課 名		経済部 観光のくにつくり推進局参事 観光戦略グループ (内線：26-568)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：3077D

提 案 の 概 要		国際ターミナルの整備が始まる新千歳空港において、沖縄で既に行われている特定免税店制度の導入を行い、北海道が指定した場所、販売施設で関税を免除した額で輸入品が購入できるようにすることにより、観光客の消費単価が向上し北海道観光に大きく寄与する。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	現在、国際線が就航している空港から海外へ出国する場合、免税店が設置されており、関税を免除されている。	
	関係法令等	関税暫定措置法 沖縄振興特別措置法	
	関係制度の概要	沖縄型特定免税店制度（外国貨物を購入し県外に持ち出す際に関税を免除）	
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	北海道振興特別措置法（仮称）の制定 関税暫定措置法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	北海道内で関税を免除した額で輸入ブランド品が購入可能となることは、北海道観光の魅力のひとつになり、来道観光客の増加に寄与するものと考えられる。	
	考えられる デメリット	一般の輸入品販売店、土産品販売店への影響などが考えられる。	
備 考			
担 当 部 課 名		経済部 観光のくにつくり推進局参事 観光戦略グループ (内線：26-568)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：1030D

提 案 の 概 要		北海道に限定したビザ無し入国対象国の拡大や修学旅行に限定したビザ無し入国の解禁						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 国は、62の国と地域との間に一般査証免除措置を実施している。 - このうち、本道への来道者が多い、台湾、香港、韓国、オーストラリアは90日以内、シンガポールは3か月以内の滞在について、査証免除。 - 中国については、修学旅行生に対する査証免除措置済（H16.9.1～）。						
	関係法令等	外務省設置法 出入国管理及び難民認定法						
	関係制度の概要							
提 案 を 実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td>例えば、国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国を対象とした規制緩和など、本道への観光客誘致促進の観点から、現行制度の改正について国に対して要望する必要性の有無を検討する。</td> </tr> </table>	法的措置		財政措置		その他の措置	例えば、国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国を対象とした規制緩和など、本道への観光客誘致促進の観点から、現行制度の改正について国に対して要望する必要性の有無を検討する。
法的措置								
財政措置								
その他の措置	例えば、国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国を対象とした規制緩和など、本道への観光客誘致促進の観点から、現行制度の改正について国に対して要望する必要性の有無を検討する。							
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	査証が必要な国から本道への観光旅行の際、査証取得経費や取得に係る時間の節減が図られるため、中国等からの来道が促進される。						
	考えられるデメリット	査証は、我が国に入国しようとする外国人の入国及び滞在が差し支えないことの判断を示すものであるため、その判断なくして出入国管理当局に対して上陸申請がなされることとなる。						
備 考		国のビジット・ジャパン・キャンペーンの重点市場国(12市場) 中国、香港、韓国、台湾、オーストラリア、シンガポール、タイ、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ						
担 当 部 課 名		経済部 観光のくにつくり推進局参事 誘客促進グループ (内線：26-575)						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：1034D

提 案 の 概 要		・入国査証発給基準の緩和、廃止 ・観光数次査証の発給	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 査証については、国が定めた要件を満たし、査証発給が適当と判断される場合に、発給が行われるもの。 ・ 現在、中国、タイからの訪日観光客は、査証の取得が必要。	
	関係法令等	外務省設置法 出入国管理及び難民認定法	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	観光数次査証の発給や中国、タイに係る査証免除については、本道への観光客誘致促進の観点から、現行制度の改正について国に対して要望する必要性の有無を検討
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 入国査証発給基準の緩和、廃止により、査証の発給が促進され、または、査証の発給が不要となるため、査証取得経費や取得に係る時間の節減が図られるため、海外から本道への観光旅行が促進される。 ・ 観光数次査証の発給により、観光旅行の利便性が向上する。	
	考えられる デメリット	・ 査証は、我が国に入国しようとする外国人の入国及び滞在が差し支えないことの判断を示すものであるため、その判断なくして出入国管理当局に対して上陸申請がなされることとなる。	
備 考			
担 当 部 課 名		経済部 観光のくにつくり推進局参事 誘客促進グループ (内線：26-575)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：1031D

提 案 の 概 要		提 案 の 概 要	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 現状、1年または6カ月である在留期間を、道内観光分野の就業に限定して、技能を有する者並みの3年又は1年に延長 - 外国人観光客が年々増加する中、来訪者の利便性の向上など十分な受入体制の整備が重要な課題となっている。特に、宿泊施設等で母国語が通じることは重要な要素である。 - また、外国人労働者の受入れに関して、ホテル・旅館業界からは外国人研修生についても（財）国際研修協力機構が定める技能研修を実施できるよう業種・職種を拡充を図って欲しい旨の要望がある。 - しかしながら「外国人研修・技能実習制度」については、制度が定着する一方、研修生の失踪や不法残留、賃金不払いなどの問題が発生するなどの課題もあり、国においては制度本来の目的を達成するための見直し作業が進められている。	
	関係法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第1 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「人文知識・国際業務」の項	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置	
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト	考えられるメリット	外国からの優秀な人材を一定期間確保することにより、外国語による優れた接客サービスを行うことができるなど、道内観光従事者の外国人観光客に対するホスピタリティの向上が図られ、北海道が本格的な国際観光地として、海外との競争力の向上が期待できる。	
	考えられるデメリット	上記にも記載したとおり、「外国人研修・技能実習制度」については、制度が定着する一方、研修生の失踪や不法残留、賃金不払いなどの問題が発生するなどの課題がある。	
備 考			
担 当 部 課 名		経済部 観光のくにつくり推進局参事 観光戦略グループ (内線：26-568)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：1033B

提 案 の 概 要		提 案 の 概 要	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 農業、水産、観光関連業界の労働需給がミスマッチしている地域における、外国人材受け入れ税制の緩和 - 本道においては、農業、及び水産加工の分野において、外国人研修・技能実習制度を利用した外国人が多く受け入れられている。 - 現在の制度では、研修生の受け入れ人数枠は、農業の場合、1農家2名、水産加工など中小企業では、概ね常勤職員の5％が上限となっている。この受け入れ人数の規制緩和については、道内3地域において、構造改革特区で対応しているところがある。 - 外国人研修・技能実習制度については、一部の受入機関において、その研修実態、労働実態に問題があったことなどが判明し、現在、国において見直しが進められており、遅くとも平成21年の通常国会までには改正法案の提出が見込まれている。	
	関係法令等	出入国管理及び難民認定法	
	関係制度の概要	- 外国人研修制度 諸外国の若壮年労働者を日本に受け入れ、原則1年以内の期間に、技術・技能・知識の習得を支援するもの。受け入れにあたっては、商工会議所・商工会、事業協同組合等（一次受入機関）が受入れの責任を持ち、その指導・監督の下に会員・組合員企業（二次受入機関）が研修生を受け入れる。受入機関は宿泊施設の提供や生活実費としての研修手当の支払いをしなければならない。研修生の時間外・休日研修は禁止されており、労働関係法令は適用されない。 - 外国人技能実習制度 研修により習得した技術・技能・知識を、雇用関係の下、最長2年間にわたり、より実践的かつ実務的に習熟するもの。労働基準法上の「労働者」に該当し、関係法令が適用される。	
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置	出入国管理及び難民認定法の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	地域としての国際貢献	
	考えられるデメリット	日本人労働者の雇用への影響や賃金下押し圧力	
備 考			
担 当 部 課 名		経済部 人材育成課 育成企画グループ（内線：26-511）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：1036D

提 案 の 概 要		・ 旅客の利便性向上とホテル・旅館の送迎と労力低減のための、近隣ホテルの共同による自家用車による有料送迎の許可	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 自家用車による有償運送を認める制度としては、市町村が自ら行う市町村運営有償運送、または、NPO等が行う「過疎地有償運送」及び「福祉有償運送」があるが、いずれも既存の一般旅客自動車運送事業では必要な旅客輸送の確保が困難な場合に限定して認められるものである。 ・ 旅客自動車運送事業の許可は、旅客の生命をあずかる運送事業者が運送の安全を確保できる体制を整備しているかを審査するため必要なものである。 ・ なお、自家用車による近隣の他のホテルへの送迎を行う場合については、利用者からの運賃及び他のホテルからの送迎に係る委託料等の対価のいずれも受けない場合には、無償運送として、現行法規上でも認められるケースがありうると思われることから、個々のケースの検討が必要である。	
	関係法令等	道路運送法第4条	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	道路運送法上の位置付け
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 宿泊施設利用者の利便性向上など	
	考えられる デメリット	・ 旅客運送に必要な安全を担保できなくなる可能性がある。	
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 交通企画課 地域交通グループ（内線：23-768）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：4006D

提 案 の 概 要		・ 釧路支庁管内で体験観光事業者が行うエリア（特定地域）で有料での顧客送迎について、道路運送法等に基づく国の権限を道へ移譲するとともに、大幅な規制緩和を行うこと。 ・ 大臣への事案許可を知事への届出制へ ・ 一般旅客運送事業基準の緩和 ・ 特定地域の自動車運転免許の第2種廃止 ほか	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 道路運送法に基づく旅客運送事業に係る全ての許可は、国土交通省（窓口は全道8カ所の運輸支局）が一元的に行っている。 ・ 旅客運送の許可制度は、旅客の生命を預かる運送事業者が運送の安全を確保できる体制を整備しているかを審査するものである。 ・ 道路交通法第86条により旅客運送に必要とされている第二種免許についても、旅客の安全を担保することを目的に、運転者に求められている。	
	関係法令等	道路運送法第86条 道路交通法	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために 考えられる手法		法的措置	関係法令の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 観光の活発化による本道経済の活性化	
	考えられる デメリット	・ 本件の「体験観光事業者による特定地域での有料顧客送迎」に係る許可のみ道へ移譲した場合には、行政効率の低下が懸念される。 ・ 仮に、届出制への移行を検討するとしても、許可制度と同等の基準により運送の安全確保を担保する仕組みを別に整備する必要があると考える。 ・ そもそも、旅客運送に必要な安全を担保できなくなる可能性がある。	
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 交通企画課 総合交通グループ（内線：23-762）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：1024D ①

提 案 の 概 要		- 企業立地促進のための事業税、固定資産税等の減免 - 関税の軽減、保税地域許可手数料の軽減	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 自由貿易地域あるいは特別自由貿易地域といった地域は、沖縄振興特別措置法（※）に基づき指定されており、沖縄県以外は対象地域となっていない。 ※ 昭和47年沖縄返還時に、琉球列島米国民政府令で設置されていた自由貿易地域が消滅したが、同年、沖縄振興開発特別措置法により新たに法制化（現在は、「沖縄振興特別措置法」（H14）） - なお、本道については、北海道開発法（S25）及び第6期北海道総合開発計画（H10～19）により、開発が進められている。	
	関係法令等	沖縄振興特別措置法	
	関係制度の概要		
提 案 を 実 現 する ため に 考 え ら れ る 手 法		法的措置	自由貿易地域を定める法律を新たに作る必要がある
		財政措置	税の減免措置
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	- FTZ内に立地する企業への税の減免により、区域内への企業立地が促進される。 - FTZ内においては関税の減免制度があるので、貿易の拡大に繋がる。	
	考えられるデメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		経済部 商業経済交流課 流通・市場グループ（内線：26-621）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：1024D ②

提 案 の 概 要		- 企業立地促進のための事業税、固定資産税等の減免 - 関税の軽減、保税地域許可手数料の軽減	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	- 土地や家屋などの固定資産の所有者に対し、1月1日を賦課期日として、その固定資産の所在する市町村から固定資産税が賦課される。 - 現行制度においては、市町村は公益等の事由により課税免除等を行うことができる。	
	関係法令等	地方税法第342条（課税客体）、第6条（課税免除）、第367条（固定資産税の減免）	
	関係制度の概要	- 地方税の課税免除制度 公益上その他の事由により課税を不適当とする場合においては、地方団体は条例の定めるところにより課税をしないことができる。 - 固定資産税の減免制度 天災その他特別の事情がある者など担税力の薄弱な者等に対し、条例の定めるところにより固定資産税を減免することができる。	
提 案 を 実 現 する ため に 考 え ら れ る 手 法		法的措置	税条例に基づく課税免除等の適用
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	税負担の軽減により企業立地が促進される。	
	考えられるデメリット	- 税の基本である公平の原則と矛盾する。 - 交付税による減収補てんがなかった場合、市町村の財政運営への影響が懸念される。	
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 市町村課 税政グループ（内線：23-531）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 経済部

個票番号：2012D ①

提 案 の 概 要		- 北海道は、地理的にもサハリン州をはじめとするロシア極東地域、中国東北部とも近いことから航空路や航路など交通アクセスを充実しつつ道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定する。 ①自由貿易地域指定に係る立法措置の要望と道条例の整備 ②自由貿易地域内のC I Q業務を国から道の業務とする。 ③自由貿易地域内の関税、法人税等税制上の優遇措置適用の権限 ④自由貿易地域内に限った査証発給の特例適用の権限	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	「自由貿易地域」あるいは「特別自由貿易地域」といった地域については「沖縄振興特別措置法」に基づいて指定されており、沖縄県以外は対象地域となっていない。 - 稚内市については、構造改革特区の規制緩和措置によって平成15年5月「国際交流特区」に指定され、税関、査証に関する特例措置を既に受けている（平成17年には全国展開されている）。	
	関係法令等	沖縄復興特別措置法、関税法、法人税法、所得税法、地方税法、外務省設置法、出入国管理及び難民認定法 等	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置	自由貿易地域を定める法律を新たに作る必要がある
		財政措置	税の減免措置
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	- F T Z内に立地する企業への税の減免により、区域内への企業立地が促進される。 - F T Z内においては関税の減免制度があるので、貿易の拡大に繋がる。	
	考えられるデメリット		
備 考			
担 当 部 課 名		経済部 商業経済交流課 流通・市場グループ（内線：26-621）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：2012D ②

提 案 の 概 要		- 北海道は、地理的にもサハリン州をはじめとするロシア極東地域、中国東北部とも近いことから航空路や航路など交通アクセスを充実しつつ道内の港湾地域等を自由貿易地域に指定する。 ①自由貿易地域指定に係る立法措置の要望と道条例の整備 ②自由貿易地域内のC I Q業務を国から道の業務とする。 ③自由貿易地域内の関税、法人税等税制上の優遇措置適用の権限 ④自由貿易地域内に限った査証発給の特例適用の権限	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	C I Q業務については、地方支分部局との連携共同事業として地方公共団体職員の派遣を行っているところ。	
	関係法令等	出入国管理及び難民認定法第7条 関税法第7条など 検疫法第11条など	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置	関係法令の改正
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	道の意志において人員の増減が可能となる。	
	考えられるデメリット	C I Q業務は国家保安上の基本的業務であるため、業務移管した場合の厳正執行に対する不安	
備 考			
担 当 部 課 名		企画振興部 交通企画課 総合交通グループ（内線：23-762）	

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3075D

提 案 の 概 要		・ 新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港（北海道内の第2種A空港）を国の管理から北海道管理・運営とし、道州が離発着料を独自に設定し、海外のエアラインの誘致や道内空港の活性化に活用する。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 新千歳空港、稚内空港、釧路空港、函館空港は航空法上第2種(A)空港に区分され、国が設置・管理している。
	関係法令等	航空法 空港整備法 空港整備特別会計法
	関係制度の概要	
	提 案 を 実現するために 考えられる手法	法的措置 関係法令の改正 財政措置 その他の措置
実 現 した 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 道内の空港を一体的に管理・運営することで、経済の活性化や観光の振興などの方策を北海道自らの判断で戦略的に展開できる といった点で意義があると考えられる。
	考えられる デメリット	・ 多数の管理要員が新たに必要となるため、国の定員の受け入れなど人件費の扱いを検討する必要がある。 ・ また、空港整備に係る道の負担が増える可能性がある。
備 考		
担 当 部 課 名		企画振興部 新幹線・交通企画局参事 国内航空グループ (内線：23-774)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3107D

提 案 の 概 要		・ 国の管理空港を道に移管し、道の管理空港として一体運営することで、不採算空港、離島空港を含め経営の健全化をもたらし、新千歳空港の多大な収益を活かして、海外から高いとされている着陸料や路線確保など北海道の自立を担う航空戦略の、道としての政策判断が可能になる。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 第二種A空港：新千歳、稚内、函館、釧路（国設置及び管理） 〃 B空港：旭川、帯広（国設置市管理） ・ 第三種空港：女満別、中標津、紋別、利尻、礼文、奥尻（道設置道管理） ・ その他飛行場：丘珠（防衛省との共用飛行場）
	関係法令等	空港整備法第4条、第5条 空港整備法施行令第1条 特別会計に関する法律（旧空港整備特別会計法）（旧空港整備特別会計法）
	関係制度の概要	
	提 案 を 実現するために 考えられる手法	法的措置 財政措置 その他の措置
実 現 した 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 空港及び附帯施設を、住民に身近な行政主体である北海道が管理することとなり、これらの有効活用策及び利用者の利便性の向上策に主体的に取り組むことができる。 ・ 空港の着陸料等の収入が道の歳入となり、第三種空港に係る管理費用の収支不足分を賄える可能性がある。
	考えられる デメリット	・ 空港整備に係る道の負担が増えることが考えられ、現在の4空港と第三種空港に係る管理費用と、今後見込まれる整備費用をあわせると、新千歳空港を含む着陸料等の収入では、収支が不足する可能性がある。（また、空港用地を買い取ることとなった場合の費用負担について精査する必要がある。） ・ 道が管理を行うことにより、多数の管理要員が新たに必要となるため、国の定員の受入等、人件費の負担増が見込まれる。
備 考		
担 当 部 課 名		企画振興部 新幹線・交通企画局参事 国内航空グループ (内線：23-774)

道民提案の実現手法等に関する整理票

個票番号：1029D

担当部（機関）名 企画振興部

提 案 の 概 要		・ C I Q、特に入国審査の最新システムの導入により、少人数による迅速な手続の実現 ・ C I Q業務の一部を道に移管する措置 ・ 訓練を受けた空港民間スタッフの有効活用による柔軟な要員配 置					
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 道内地方空港における国際チャーター便のC I Q業務については、新千歳空港と旭川空港の税関部門以外は、その都度、近隣の各出張所等の職員が各空港に出勤(出張)き対応している。 ・ 法務省入国管理局においては、これまでも応援派遣体制の充実に努めているほか、台湾、韓国におけるプレクリアランス(出国地における事前審査)の実施や、更なる対応として、バイオメトリクス(顔画像、指紋等の生体情報)を活用した新たな入国審査体制の導入を目指しており、これが実現することにより、利用者の利便性の向上が期待される。 ・ C I Q業務の移管などについては、法令(出入国管理及び難民認定法等)の改正が必要である。 ・ なお、入国管理業務の円滑な遂行に寄与するため、地方支分部局との連携共同事業として札幌入国管理局に職員を派遣している。					
	関係法令等	出入国管理及び難民認定法第7条 関税法第7条など 検疫法第11条など					
	関係制度の概 要						
	提 案 を 実現するために 考えられる手法	<table><tr><td>法的措置</td><td></td></tr><tr><td>財政措置</td><td></td></tr><tr><td>その他の措置</td><td>C I Q機関職員の増員</td></tr></table>	法的措置		財政措置		その他の措置
法的措置							
財政措置							
その他の措置	C I Q機関職員の増員						
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メ リ ッ ト	・ 手続きの迅速化に伴うサービス向上など					
	考えられる デメリッ ト	・ C I Q業務は国家保安上の基本的業務であるため、業務移管した場合の厳正執行に対する不安					
備 考							
担 当 部 課 名		企画振興部 新幹線・交通企画局参事 国際航空グループ (内線：23-811)					

道民提案の実現手法等に関する整理票

個票番号：1041D

担当部（機関）名 建設部

提 案 の 概 要		・ 道路景観や外国人に対する道内の標識基準の統一						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 道路標識については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により表示内容等について規定されている。 ・ 多言語表記については、国土交通省が開催した有識者による「わかりやすい道路案内標識に関する検討会」提言（平成16年12月）で、道路案内標識における表記は日本語と英語の2カ国語の表記を徹底することとし、3ヶ国語以上の表記は視認性の観点から適切でないとされている。 ・ 道路利用者に対し、よりわかりやすい案内機能を提供するため、主要な交差点の標識において、路線番号の表示と英語併記を実施する施策を各道路管理者で連携して行っているところ。						
	関係法令等	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（標識令）第2条（種類、設置場所等）、3条（様式）、4条（設置者の区分）						
	関係制度の概要							
提 案 を 実現するために 考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td>国への予算要望（要望内容：交付金等）</td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td></td> </tr> </table>	法的措置		財政措置	国への予算要望（要望内容：交付金等）	その他の措置	
法的措置								
財政措置	国への予算要望（要望内容：交付金等）							
その他の措置								
実 現 し た 場 合 の メリット等	考えられる メリット							
	考えられる デメリット							
備 考								
担 当 部 課 名		建設部 道路課 道路計画グループ（内線：29-217）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

側票番号：1074D

提 案 の 概 要		・ 千歳空港の24時間貨物受け入れを可能にする。						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 新千歳空港では、平成6年の24時間運用に係る関係地域住民などとの合意等により、深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸について、原則、一日6回まで可能となっており、現在、貨物便4枠、旅客便2枠として使用されているところ。						
	関係法令等							
	関係制度の概要							
提 案 を 実現するために考えられる手法		<table border="1"> <tr> <td>法的措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政措置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の措置</td> <td>深夜・早朝時間帯の航空需要の動向を見極めるとともに、新千歳空港の設置、管理者である国や経済団体など関係者の意見も聞きながら、地元市や関係地域住民の理解と協力を得ることに努めるなどして、24時間運用の発着枠の取り扱いについて検討が必要</td> </tr> </table>	法的措置		財政措置		その他の措置	深夜・早朝時間帯の航空需要の動向を見極めるとともに、新千歳空港の設置、管理者である国や経済団体など関係者の意見も聞きながら、地元市や関係地域住民の理解と協力を得ることに努めるなどして、24時間運用の発着枠の取り扱いについて検討が必要
法的措置								
財政措置								
その他の措置	深夜・早朝時間帯の航空需要の動向を見極めるとともに、新千歳空港の設置、管理者である国や経済団体など関係者の意見も聞きながら、地元市や関係地域住民の理解と協力を得ることに努めるなどして、24時間運用の発着枠の取り扱いについて検討が必要							
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 北海道経済の活性化など						
	考えられる デメリット	・ 関係地域住民の理解が得るためには、莫大な防音対策工事費や地域振興対策費が必要となること						
備 考								
担 当 部 課 名		企画振興部 新幹線・交通企画局参事 新千歳空港周辺環境グループ (内線：23-817)						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

側票番号：1009H

提 案 の 概 要		・ 政令都市の法定要件50万を40万に緩和するよう求める。 ・ 中核市の法定要件30万を20万に緩和するよう求める。	
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 現行制度 指定都市：人口50万以上の市を政令で指定 (人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。) ・ 中核市人口30万人以上の市を政令で指定 ・ 道内の状況 現在の人口では、指定要件の緩和により、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はない。 ・ 緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。	
	関係法令等	地方自治法第252条の19～第252条の26の2 地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令 地方自治法第252条の22第1項の中核市の指定に関する政令 指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令 地方自治法施行令第174条の26～第174条の49の19	
	関係制度の概要		
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置	地方自治法の改正等
		財政措置	
		その他の措置	
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	・ 事務権限が強化され、市民の身近で行政が行うことが可能になり、次のような効果が期待される 市民サービスの向上 地域特性を生かした施策の展開 市全体の活性化	
	考えられるデメリット	・ 対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある ・ 財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える	
備 考		・ 国への提案に当たっては、本道において要件を緩和しなければならない状況の整理、プラス・マイナス効果の検証などを踏まえ、指定要件の緩和のための地方自治法の改正内容などを整理するには、一定程度の事務的な検討期間を要する。 ・ 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、「大都市と都道府県との関係等」、「指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。	
担 当 部 課 名		企画振興部 市町村課 行政グループ (内線：23-515)	

道民提案の実現手法等に関する整理票

個票番号：1042H

担当部（機関）名 企画振興部

提 案 の 概 要		- 政令地方都市の人口基準の緩和 - 区政にとらわれない政令地方都市行政の見直し - 指定都市に係る現行制度 人口50万以上の市を政令で指定 (人口その他都市としての規模、行政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。) - 指定都市は、条例で区域を分けて区を設けなければならない。 - 道内の状況 (仮に法定の50万以上を40万人以上に緩和したとしても) 現在の人口では、指定要件の緩和により、新たに指定都市又は中核市の対象となる市はない。 - 緩和された要件を満たすような人口規模となる市町村合併の動きはない。 - 地方自治法第252条の19～第252条の26の2 - 地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令 - 指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令 - 地方自治法施行令第174条の26～第174条の49
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	
	関係法令等	
	関係制度の概要	
	提 案 を 実現するために考えられる手法	法的措置 地方自治法の改正等 財政措置 その他の措置
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	- 指定要件の緩和等による新たな指定により、事務権限が強化され、市民の身近で行政が行うことが可能になり、次のような効果が期待される - 市民サービスの向上 - 地域特性を生かした施策の展開 - 市全体の活性化
	考えられるデメリット	- 対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある - 財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える
備 考		- 国への提案に当たっては、本道において要件を緩和しなければならない状況の整理、プラス・マイナス効果の検証などを踏まえ、指定要件の緩和や区政にとらわれない指定都市行政の見直しのための地方自治法の改正内容などを整理するには、一定程度の事務的な検討期間を要する。 - 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、「大都市と都道府県との関係等」、「指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理」等、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。
担 当 部 課 名		企画振興部 市町村課 行政グループ (内線：23-515)

道民提案の実現手法等に関する整理票

個票番号：2017H

担当部（機関）名 企画振興部

提 案 の 概 要		北海道が市町村に移譲すべき事務権限として示した約2,000項目の内、第3区分（法改正の必要な事務権限：約500項目）について、道州制特別区域計画に盛り込み、国から道へ権限を移譲すべきである。
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	移譲リストは、道の権限のうち、道州制の下では市町村が担うことが望ましいと考えるものを掲げているが、関係法令において、国・都道府県・市町村の費用負担に関する規定が置かれていることなどから、移譲リストにおいては約500項目を法制度の改正等が必要な事務・権限としている。
	関係法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律など
	関係制度の概要	関係法令において、国・都道府県・市町村の費用負担や補助の規定が置かれている。
提 案 を 実現するために考えられる手法		法的措置 関係法令の改正 財政措置 その他の措置
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられるメリット	市町村への権限移譲が進み、住民に身近な市町村において事務処理が行われることにより、住民の利便性の向上や事務処理の迅速化が図られるとともに、市町村の自主的判断による総合的なまちづくりが可能となる。
	考えられるデメリット	
備 考		
担 当 部 課 名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ (内線：23-305)

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3006H

提 案 の 概 要		・ 開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 道内の国の地方支分部局の職員数は、20,174人となっている(18.11.14現在。国会提出資料)。						
	関係法令等							
	関係制度の概 要							
提 案 を 実現するために考えられる手法		<table><tr><td>法的措置</td><td></td></tr><tr><td>財政措置</td><td></td></tr><tr><td>その他の措置</td><td>国の地方支分部局との機能等統合の検討</td></tr></table>	法的措置		財政措置		その他の措置	国の地方支分部局との機能等統合の検討
法的措置								
財政措置								
その他の措置	国の地方支分部局との機能等統合の検討							
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考えられる メリット	・ 地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 ・ 類似する業務を一元化することにより、効果的・効率的に業務を提供できる。 ・ 窓口等の一本化を図ることにより、住民の利便性の向上を図ることができる。						
	考えられる デメリット	・ 国の出先機関の統廃合は、地元の理解が必要。						
備 考								
担 当 部 課 名		企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ (内線：23-320)						

道民提案の実現手法等に関する整理票

担当部（機関）名 企画振興部

個票番号：3058H

提 案 の 概 要		・ 国が自ら直轄事業として実施している道路、河川、砂防、空港、港湾などに対する地方公共団体からの負担金については、本来国の財産として管理されるものであり、国と地方の役割分担の明確化を徹底するため、負担金制度を廃止すべき。						
事 実 関 係 等 整 理	事 実 関 係 (現状など)	・ 直轄事業負担金の現状 道路、河川事業等、国が実施している事業に係る経費の一部を地方公共団体が負担しており、北海道は、いわゆる北海道特例（国庫負担率の嵩上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い）により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。 ・ 道等の取り組み状況 国の直轄事業は、国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、これまでも、国等に対して直轄事業負担金の廃止や廃止されるまでの間における情報提供の充実について要請している。また、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。						
	関係法令等	・ 地方財政法第17条の2において、法律等で定める土木その他の建設事業を国が行う場合には地方公共団体が、法令に基づきその経費の一部を負担する旨が規定されており、具体的な負担割合については、道路法、河川法等の個別法令により定められている。						
	関係制度の概 要							
提 案 を 実 現 す る た め に 考 え ら れ る 手 法		<table><tr><td>法的措置</td><td>「国が実施する事業については、地方公共団体はその経費負担を要しない」という趣旨に関係法令を改正</td></tr><tr><td>財政措置</td><td>直轄事業量を維持するためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要</td></tr><tr><td>その他の措置</td><td>道州制特区提案に関らず、引き続き、制度改正に向け、知事会等と連携し国に働きかける</td></tr></table>	法的措置	「国が実施する事業については、地方公共団体はその経費負担を要しない」という趣旨に関係法令を改正	財政措置	直轄事業量を維持するためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要	その他の措置	道州制特区提案に関らず、引き続き、制度改正に向け、知事会等と連携し国に働きかける
法的措置	「国が実施する事業については、地方公共団体はその経費負担を要しない」という趣旨に関係法令を改正							
財政措置	直轄事業量を維持するためには、地方負担金相当の国費の追加措置が必要							
その他の措置	道州制特区提案に関らず、引き続き、制度改正に向け、知事会等と連携し国に働きかける							
実 現 し た 場 合 の メ リ ッ ト 等	考 え ら れ る メ リ ッ ト	・ 地方財政負担の軽減 ・ 補助事業及び地方単独事業の拡充						
	考 え ら れ る デ メ リ ッ ト	・ 地方負担金相当分、直轄事業量が減少する懸念						
備 考		道州制の下において、直轄事業の負担金廃止の議論をするためには「国が行う事業」と「地方（道州）が行う事業」を整理したうえで「国が行う事業」については、地方負担を廃止するという整理が必要。						
担 当 部 課 名		企画振興部 計画室参事 社会資本グループ（内線：23-732）						

道民提案の実現手法等に関する整理票

提案番号：3006H 【再掲】
担当部（機関）名 企画振興部

提案の概要		・ 開発局、経済産業局など、2重、3重の行政を解消し、無駄を解消する。 ・ 道内の国の地方支分部局の職員数は、20,174人となっている（18.11.14現在。国会提出資料）。
事実関係等	関係法令等	
整理概要	関係制度の概要	
提案を実現するために考えられる手法	法的措置 財政措置 その他の措置	国の地方支分部局との機能等統合の検討
実現した場合のメリット等		・ 地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 ・ 類似する業務を一元化することにより、効果的・効率的に業務を提供できる。 ・ 窓口等の一本化を図ることにより、住民の利便性の向上を図ることができる。
		・ 国の出先機関の統廃合は、地元の理解が必要。
備考		
担当部課名	企画振興部 地域主権局参事 道州制グループ（内線：23-320）	